公共政策大学院

講義要綱

平 成 25 年 度 (2013 年度)

東北大学公共政策大学院 (法学研究科公共法政策専攻)

次

- · 公共政策大学院履修案内
- 平成25(2013)年度公共政策大学院授業科目一覧 (平成23年度以降入学者用)
- · 平成25(2013)年度公共政策大学院授業科目一覧 (平成21·22年度入学者用)
- 平成25(2013)年度公共政策大学院授業日程
- · 平成25年度公共政策大学院前期·後期時間割表

公共政策大学院

履修案内

公共政策大学院履修案内

(平成23年度以降入学者用)

1 カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「必須科目」、「基幹科目」、「展開科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図のようになります。

1年次前期	1年次後期	2 年次前期	2 年次後期
必須科目 (政策調査の技法、公共政 策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ Ⅱ A) <政策調査の技法>	必須科目 (公共政策ワークショップ Ⅱ B)
基幹科目	基幹科目	基幹科目	基幹科目
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目

[備考] < >内の科目は履修可能ではあるが、本来は< >の付されてない学期に配当されている科目であることを示している。

(a) 必須科目(1,2年次配当、22単位選択必修)

必須科目のうち、「政策調査の技法」においては、インターネットによる情報収集、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な考え方や技法を習得します。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なものなので、1年次前期に必ず履修するよう心がけて下さい。

「公共政策ワークショップ $I \cdot II$ 」は、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を 2 年にわたって行うものです。

1年次では、「公共政策ワークショップ I」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、10名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書(そのプレゼンテーションを含む)の内容が総合的に評価されます。

2年次では、「公共政策ワークショップ Π A」を前期に履修し、「公共政策ワークショップ Π B」を後期に履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照して下さい。

(b) 基幹科目(1,2年次配当、18単位まで選択必修)

「基幹科目」に配当されている授業は、可能な限り学際的であることが目指され、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するように配慮されています。科目によっては、研究者教員、実務家教員との連携・学外の実務家による講演なども交えて行われます。

また、将来行政・政治に関わる公人となることが期待される学生には、公共性についての理解を深め、現象の背後に存在する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養することが求められます。したがって、学生には、研究者教員の指導の下で、大量の研究文献のリーディング・アサインメント及びターム・ペーパーが課せられることもあります。

基幹科目のうち、「公共政策基礎理論」は、公共政策の総論講義を行った上で、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説する授業です。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法が教授されます。

「公共政策特論」は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

「論文作成基礎講義」は、公共政策特論と一体として受講することで、論文作成能力を涵養するとともに、現代の行政全般にわたる政策領域・法制度について概括的な理解を得ることを目的とするものです。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会で重要な問題となっているテーマを各分野ごとに順次取り上げ、政策担当者としての講師、地域の最前線でその問題に取り組む講師等による複数の講義を受けた上で、講師との討議を行い、それらに基づいて教員と学生が政策の適切性に関する評価を行うものです。「政策体系論」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

(c) 展開科目 (1,2年次配当、自由選択)

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理科系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

(d) 他研究科等の授業科目

学生は、法学研究科長の許可を得て、法学研究科の他の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程、 又は学部の授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める 手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位は、運営委員会が認めた場合には、9単位を限度として、 公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2 履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を法学研究科長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第1年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大 40 単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談をしておくことが望ましいでしょう。

3 修了要件について

(1) 総説

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- ①公共政策大学院に2年以上(1年修了学生にあっては、1年以上)在学すること
- ②必須科目群に属する科目を 22 単位修得すること。すなわち、公共政策ワークショップ I を 12 単位、公共政策ワークショップ II A を 2 単位、公共政策ワークショップ II B を 6 単位(1 年修了学生にあっては、公共政策ワークショップ II A・B に代えて、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること(8 単位))、政策調査の技法を 2 単位修得すること。
- ③基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること。
- ④ 48 単位以上を修得すること

(2) 追試験について

その年の3月に公共政策大学院の課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、公共政策 大学院運営委員会(以下「運営委員会」という。)の定める期日に追試験を行うことがあります。

4 1年修了について

公共政策大学院の課程を1年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1年修了の制度が設けられています。ただし、1年修了は、1年間で2年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

(1) 手続

1年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第1年次後期の開始時までに、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記(3)⑥に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1年修了の基準」を満たすか否かを判定します。 「1年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1年修了の要件」を満たすことにより、公共政 策大学院の課程を修了することができます。

(2)1年修了の基準

「1年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第1年次前期の成績が優秀であることです。

第1年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップIにおける前期までの平常点も含まれます。

(3)1年修了の要件

「1年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

- ①公共政策大学院に1年以上在学すること
- ②公共政策ワークショップ I を 12 単位及び政策調査の技法を 2 単位修得すること。
- ③リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること(8単位)
- ④基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること。
- ⑤ 48 単位以上を修得すること

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日(2月上旬)までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

(4) その他

運営委員会により「1年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第1年次後期において1年修了の「要件」を満たすことができなかった場合には、第2年次における公共政策ワークショップIIの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

5 アドバイザーについて

公共政策ワークショップ I は、各プロジェクトに担当教員が 2 名配置されます。この 2 名は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー個人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

アドバイザーの担当は、概ね次のようになります。

実務家教員(責任担当教員)

実務的観点から見た科目履修

卒業後の進路

• 研究者教員:

法学・政治学・経済学などの専門領域に関する勉学方法

他専攻・他研究科科目の履修

6 インターンシップについて

インターンシップについては、夏休み中に短期間、若干名の学生が霞ヶ関の官庁等の行政実務を直接 経験する機会を設ける予定です。

なお、インターンシップのうち運営委員会が認めたものについては、単位認定を受けることができます。これについては講義要綱を参照して下さい。

7 成績評価に対する不服申立制度について

公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、所定の期限内に、当該授業科目の責任教員(以下「責任教員」という。)に対して、当該成績評価に関する不服を申し立てることができます。この申立てをすると、責任教員から、成績評価についての説明を受けることができます。

この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出して下さい。 責任教員から上記の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3 日以内に再審査を申し立てることができます。この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を 記載し、改めて専門職大学院係に提出して下さい。

公共政策大学院履修案内

(平成21・22年度以降入学者用)

1 カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「必須科目」、「基幹科目」、「展開科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図のようになります。

1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期
必須科目 (公共政策の展望と方法論、 公共政策ワークショップ I)		必須科目 (公共政策ワークショップ Ⅱ) <公共政策の展望と方法論>	必須科目 (公共政策ワークショップ Ⅱ)
基幹科目	基幹科目	基幹科目	基幹科目
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目

[備考] < >内の科目は履修可能ではあるが、本来は< >の付されてない学期に配当されている科目であることを示している。

(a) 必須科目(1,2年次配当、26単位選択必修)

必須科目のうち、「公共政策の展望と方法論」においては、公共政策総論、インターネットによる情報収集、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な考え方や技法を習得します。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なものなので、1年次前期に必ず履修するよう心がけて下さい。

「公共政策ワークショップ $I \cdot II$ 」は、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を2年にわたって行うものです。

1年次では、「公共政策ワークショップ I」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、10名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書(そのプレゼンテーションを含む)の内容が総合的に評価されます。

2年次では、「公共政策ワークショップⅡ」を通年履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照して下さい。

(b) 基幹科目(1,2年次配当、18単位まで選択必修)

「基幹科目」に配当されている授業は、可能な限り学際的であることが目指され、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するように配慮されています。科目によっては、研究者教員、実務家教員との連携・学外の実務家による講演なども交えて行われます。

また、将来行政・政治に関わる公人となることが期待される学生には、公共性についての理解を深め、現象の背後に存在する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養することが求められます。したがって、学生には、研究者教員の指導の下で、大量の研究文献のリーディング・アサインメント及びターム・ペーパーが課せられることもあります。

基幹科目のうち、「公共政策基礎理論」は、公共政策の総論講義を行った上で、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説する授業です。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法が教授されます。

「公共法政策通論」は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会で重要な問題となっているテーマを各分野ごとに順次取り上げ、政策担当者としての講師、地域の最前線でその問題に取り組む講師等による複数の講義を受けた上で、講師との討議を行い、それらに基づいて教員と学生が政策の適切性に関する評価を行うものです。

「政策体系論」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

(c) 展開科目 (1,2年次配当、自由選択)

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理科系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

(d) 他研究科等の授業科目

学生は、法学研究科長の許可を得て、法学研究科の他の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程、 又は学部の授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める 手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位は、運営委員会が認めた場合には、9単位を限度として、 公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2 履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を法学研究科長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第1年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大 40 単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談をしておくことが望ましいでしょう。

3 修了要件について

(1) 総説

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- ①公共政策大学院に2年以上(1年修了学生にあっては、1年以上)在学すること
- ②必須科目群に属する科目を 26 単位修得すること。すなわち、公共政策ワークショップ I を 12 単位、公共政策ワークショップ II を 12 単位 (1 年修了学生にあっては、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること (12 単位))、公共政策の展望と方法論を 2 単位修得すること。
- ③基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること。
- ④ 48 単位以上を修得すること

(2) 追試験について

その年の3月に公共政策大学院の課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、公共政策 大学院運営委員会(以下「運営委員会」という。)の定める期日に追試験を行うことがあります。

4 1年修了について

公共政策大学院の課程を1年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1年修了の制度が設けられています。ただし、1年修了は、1年間で2年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

(1) 手続

1年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第1年次後期の開始時までに、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記(3)⑥に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1 年修了の基準」を満たすか否かを判定します。 「1 年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1 年修了の要件」を満たすことにより、公共政 策大学院の課程を修了することができます。

(2)1年修了の基準

「1年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第1年次前期の成績が優秀であることです。

第1年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップ I における前期までの平常点も含まれます。

(3)1年修了の要件

- 「1年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。
- ①公共政策大学院に1年以上在学すること
- ②公共政策ワークショップ I を 12 単位及び公共政策の展望と方法論を 2 単位修得すること。
- ③リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること(12単位)
- ④基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること。
- ⑤ 48 単位以上を修得すること
- リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日(2月上旬)までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

(4) その他

運営委員会により「1年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第1年次後期において1年修了の「要件」を満たすことができなかった場合には、第2年次における公共政策ワークショップIIの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

5 アドバイザーについて

公共政策ワークショップ I は、各プロジェクトに担当教員が 2 名配置されます。この 2 名は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー個人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

アドバイザーの担当は、概ね次のようになります。

· 実務家教員(責任担当教員)

実務的観点から見た科目履修

卒業後の進路

• 研究者教員:

法学・政治学・経済学などの専門領域に関する勉学方法 他専攻・他研究科科目の履修

6 インターンシップについて

インターンシップについては、夏休み中に短期間、若干名の学生が霞ヶ関の官庁等の行政実務を直接 経験する機会を設ける予定です。

なお、インターンシップのうち運営委員会が認めたものについては、単位認定を受けることができます。これについては講義要綱を参照して下さい。

7 成績評価に対する不服申立制度について

公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、所定の期限内に、当該授業科目の責任教員(以下「責任教員」という。)に対して、当該成績評価に関する不服を申し立てることができます。この申立てをすると、責任教員から、成績評価についての説明を受けることができます。

この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出して下さい。 責任教員から上記の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3 日以内に再審査を申し立てることができます。この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を 記載し、改めて専門職大学院係に提出して下さい。

公共政策大学院 授業科目一覧

(平成23年度以降入学者用)

平成25年度 公共政策大学院授業科目一覧 (平成23年度以降入学者用)

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1)必須科目							
公共政策ワークショップ I	12		通年	M1	3コマ		
プロジェクトA		島田					1
プロジェクトB		村上					4
プロジェクトC		柳					7
プロジェクトD		宍戸					11
公共政策ワークショップⅡA	2		前期	M2	127		15
公共政策ワークショップⅡB	6		後期	M2	3コマ		15
政策調査の技法	2	金谷、牧原	*1	М1	*1		16
(2) 基幹科目							1
公共政策基礎理論	4	西本、戸澤、北島、 牧原、伏見、犬塚	前期	M1, 2	2コマ		18
論文作成基礎講義	2	澁谷、飯島、桑村、西本	通年	M1	*2	「公共政策特論 I 」と合わせて履修すること	21
公共政策特論I	2	澁谷、飯島、桑村、西本	通年	M1, 2	*2		23
地域社会と公共政策論Ⅲ	4	西田	前期	M1, 2	237		25
行政の法と政策	2	北島	前期	M1, 2	1コマ		27
国際社会と各国法秩序	2	西本	後期	M1, 2	127		28
租税制度論	2	澁谷	前期	M1, 2	127		30
政策税制論	2	澁谷	後期	M1, 2	隔週2コマ		32
グローバル・ガバナンス論	2	ドリフテ	*1	M1, 2	*1	英語での授業	34
経済学理論	4	安藤	後期	M1, 2	隔週4コマ	2000	37
財政学	2	只友	*1	M1, 2	*1		39
地方自治法	2	飯島	後期	M1, 2	隔週2コマ		41
社会福祉法	2	志田	前期	M1, 2	127		42
防災法	2	生田	前期	M1, 2	隔週2コマ		43
	2				神地2		
政策体系論 政策実務A		山口	前期	M1, 2	127		44
地方自治政策体系論	2	宍戸	前期	M1, 2			46
外交体系論	2	柳	前期	M1, 2	隔週2コマ		48
(3)展開科目		Date 45	7/2 MH		T.	[41- 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	I =0
租税法原論	2	進谷	後期	M1, 2	127	他専攻等と合同	50
都市環境政策論演習	4	島田	通年	M1, 2	127	II .	51
法と経済学	2	森田	前期	M1, 2	1コマ	n .	53
環境法Ⅱ	2	大塚	*1	M1, 2	*1	n .	55
実務労働法 I	2	桑村	前期	M1, 2	1コマ	"	57
実務労働法Ⅱ	2	桑村	後期	M1, 2	1コマ	П	59
社会保障法	2	嵩	前期	M1, 2	1コマ	II.	61
経済法I	2	滝澤	*1	M1, 2	1コマ	l II	63
経済法Ⅱ	2	滝澤	後期	M1, 2	1コマ	l II	65
金融法	2	本多	*1	M1, 2	*1	И	67
トランスナショナル情報法	2	金谷、芹澤、早川	後期	M1, 2	127	п	69
ジェンダーと法演習	2	糠塚、小島	前期	M1, 2	127	n .	71
国際関係論演習	4	戸澤	通年	M1, 2	隔週2コマ	n.	73
西洋政治思想史演習	4	大塚	通年	M1, 2	隔週2コマ	II.	75
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	通年	M1, 2	隔週2コマ	II.	76
インターンシップAI	1			M1, 2			78
インターンシップAⅡ	1			M1, 2			78
インターンシップB	2			M1, 2			78
比較政治学演習I	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	79
	2	横田			127	他等攻等と合同	80
比較政治学演習Ⅱ			前期	M1, 2			
国民国家論演習	2	阿南	後期	M1, 2	127	"	81
日本政治外交史演習I	2	伏見	前期	M1, 2	1コマ	<i>II</i>	82
日本政治外交史演習Ⅱ	2	伏見	後期	M1, 2	1=7	<i>II</i>	83
日本政治論	2	尾野	後期	M1, 2	隔週2コマ	"	84

^{*1:}は集中講義で開講する。*2:については別途周知する。

公共政策大学院 授業科目一覧

(平成21.22年度入学者用)

平成25年度 公共政策大学院授業科目一覧 (平成21・22年度入学者用)

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1)必須科目		I	1	I	T		1
公共政策ワークショップ I	12		通年	M1	3=7		
プロジェクトA		島田					1
プロジェクトB		村上					4
プロジェクトC		柳					7
プロジェクトD		宍戸					11
公共政策ワークショップⅡ	12		通年	M2	3コマ		14
公共政策の展望と方法論	2	金谷、牧原	*1	M1	*1		16
(2)基幹科目							
公共政策基礎理論	4	西本、戸澤、北島、 牧原、伏見、犬塚	前期	M1, 2	2コマ		18
論文作成基礎講義	2	澁谷、飯島、桑村、西本	通年	M1	*2	「公共政策特論 I」と合わせて履修すること。 既に、公共法政策通論 (4単位)・公共法政策通論 I (4単位)・公共法政策通論 II (4単位)を単位修得した 者は、履修できない。	21
公共政策特論 I	2	澁谷、飯島、桑村、西本	通年	M1, 2	*2		23
地域社会と公共政策論Ⅲ	4	西田	前期	M1, 2	2=7		25
行政の法と政策	2	北島	前期	M1, 2	1コマ		27
国際社会と各国法秩序	2	西本	後期	M1, 2	1コマ		28
租税制度論	2	澁谷	前期	M1, 2	1コマ		30
政策税制論	2	澁谷	後期	M1, 2	隔週2コマ		32
グローバル・ガバナンス論	2	ドリフテ	*1	M1, 2	*1	英語での授業	34
経済学理論	4	安藤	後期	M1, 2	隔週4コマ		37
財政学	2	只友	*1	M1, 2	*1		39
地方自治法	2	飯島	後期	M1, 2	隔週2コマ		41
社会福祉法	2	志田	前期	M1, 2	127		42
防災法	2	生田	前期	M1, 2	隔週2コマ		43
政策体系論 政策実務A	2	山口	前期	M1, 2	127		44
地方自治政策体系論	2	宍戸	前期	M1, 2	1コマ		46
外交体系論	2	柳	前期	M1, 2	隔週2コマ		48
(3)展開科目		Dr	114291	1111, -	110-00		100
租税法原論	2	澁谷	後期	M1, 2	127	他専攻等と合同	50
都市環境政策論演習	4	島田	通年	M1, 2	1コマ	#	51
法と経済学	2	森田	前期	M1, 2	127	n	53
環境法Ⅱ	2	大塚	*1	M1, 2	*1	"	55
実務労働法I	2	桑村	前期	M1, 2	127	W	57
実務労働法Ⅱ	2	桑村	後期	M1, 2	127	" II	59
社会保障法	2	嵩	前期	M1, 2	1コマ	<i>n</i>	61
経済法 I	2	滝澤	*1		1コマ	<i>"</i>	63
	2	滝澤	後期	M1, 2 M1, 2	127	<i>"</i>	65
経済法Ⅱ	2		次 		*1	<i>"</i>	67
金融法		本多	_	M1, 2			
トランスナショナル情報法	2	金谷、芹澤、早川	後期	M1, 2	127	"	69
ジェンダーと法演習	2	糠塚、小島	前期	M1, 2	127	<i>II</i>	71
国際関係論演習	4	戸澤	通年	M1, 2	隔週2コマ	<i>II</i>	73
西洋政治思想史演習	4	大塚	通年	M1, 2	隔週2コマ	<i>H</i>	75
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	通年	M1, 2	隔週2コマ	H	76
インターンシップA I	1			M1, 2			78
インターンシップA II	1			M1, 2			78
インターンシップB	2	106		M1, 2			78
比較政治学演習I	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	79
比較政治学演習Ⅱ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	ll ll	80
国民国家論演習	2	阿南	後期	M1, 2	1コマ	п	81
日本政治外交史演習 I	2	伏見	前期	M1, 2	1コマ	n .	82
日本政治外交史演習Ⅱ	2	伏見	後期	M1, 2	127	п	83
日本政治論	2	尾野	後期	M1, 2	隔週2コマ	Ш	84

^{*1:}は集中講義で開講する。 *2:については別途周知する。

授業科目:公共政策ワークショップ プロジェクトA (12 単位)

責任教員:島田 明夫、西田 主税、金谷 吉成

配当学年:M1年 開講学期:通年 週授業回数:3回

> 東日本大震災に照らした我が国災害対策法体系の問題点と課題に関する実証分析Ⅲ (災害復旧対策・災害予防対策)

<目 的>

平成23年3月11日14時46分頃、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、宮城県北部で震度7、その他の宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強であった。震源は宮城県沖を中心とする南北500km、東西200kmにわたるプレート型の地震であり、我が国では今までに経験のない大地震であった。また、この大地震によって、10mを超える大津波が発生し、青森県、岩手県、宮城県、福島県の太平洋岸を中心に死者・行方不明者は2万人弱に上る甚大な津波被害をもたらし、南三陸町、陸前高田市、石巻市等においては市町村の機能が実質的に失われるような未曾有の被害を受けた。このように、東日本大震災は、我が国が初めて経験した広域的な大規模災害であった。

災害は住民等の生活活動や経済活動、社会活動など多くの分野に大きな打撃を与える可能性があり、それぞれの分野で被害が生じることを防止し、軽減し、災害応急対策を講じるとともに、災害による被害からの復旧、復興を図ることが必要である。このために、防災に関する法制度が構築されているが、本ワークショップは、それが災害の実態に対応した適切な形の法体系になっているか否か、また、どこに問題点があるのか、その課題は何かについて、今般の東日本大震災の実態に照らして実証的に検討することによって、必要な法改正の方向についての政策提言をまとめることとし、これによって政策の企画立案能力を養成しようとするものである。

平成23年度においては、主として災害応急対策に焦点を当てて、また、平成24年度においては、主として災害復旧対策に焦点を当てて実証分析を行い、広域大規模災害における災害応急対策に係る災害対策法制の在り方について提言をまとめたところであるが、平成25年度においては、災害復興対策及び災害予防対策に焦点をあてて、研究を進める。

<授業内容・方法>

(1) 災害対策法制の概観

災害対策法制については、一般的には、時系列に関係諸法を整理することが多く、本ワークショップにおいても、

1) 災害予防対策:災害を未然に防止すること

2) 災害応急対策:災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと

3) 災害復旧対策:被害の復旧を図ること

4) 災害復興対策:被災した地域の再編を図ることに区分して考えることとする。

本ワークショップにおいては、復興庁、内閣府、国土交通省等の関係機関から集めた東日本大震災の実態に即して、主として4)の災害復興対策及び1)の災害予防対策に係る諸法についての問題点及び検討課題を実証的に抽出するとともに、災害復旧において必要とされる法制度の在り方についても提言をまとめることを目指す。なお、原子力発電所事故については対象としない。

(2) 現行災害対策法制の問題点

現時点において想定される現行の災害対策法制の主な問題点としては、以下のものが考えられる。

① 災害対策基本法の位置づけ

現行法制度における災害対策基本法と災害救助法等の関係は、一般法と特別法の関係に あるが、災害対策における理念と国、都道府県、市町村等の役割と連携について明確化す るために、災害対策基本法を真の基本法と位置付けるべきではないか。

- ② 災害復興期における財政的な支援制度の確立
- 1) 災害対策基本法には、災害復旧と災害復興に関する明確な定義がなされておらず、災害復旧には第6章にわずかに4条の規定があるものの、災害復興については省も置かれておらず、第1条の目的にも復興の概念は欠如している。
- 2) 我が国においては、大災害が発生するたびに個別に復興法が制定されており、今般は「東日本大震災復興基本法」が制定されている。しかしながら、公平性や連続性の観点から、災害復興計画制度を災害対策基本法に明確に規定すべきではないか。
- 3) 災害復旧に関しては、インフラの復旧を中心として手厚い財政支援がなされるが、災害復興に対しては、財政支援の規定が乏しく、財政状態が極めて悪化している被災自治体の復興を支える財政支援が望まれる。復興には長い期間がかかるため、被災自治体の裁量を広く認めると同時に自治体の財政負担を軽減して、被災自治体の自己責任で復興を進めるための10年程度の復興基金創設等を検討すべきではないか。
- ③ 災害予防における指針の付与
- 1) 災害に対する防災・減災を図るためには、災害に対して脆弱な部分を改編し、被害の 未然防止や軽減につとめることが必要である。災害対策基本法においては、第4章に災害 予防の規定が設けられているが、災害応急の直前の予防が重視されており、本来の長期的、 総合的な視点による予防対策が欠落している。
- 2) 災害予防を効率的に進めるためには、災害リスクに関する情報を公的主体が正しく開示することが必要であり、それに基づいて災害の発生リスク(被害の大きさと発生確率)に関する評価を行ったうえで財政的な制約のもとで優先順位を付けて進める仕組みについて検討すべきではないか。

(3) 本ワークショップの進め方

平成25年4月から調査・検討を始めて、東日本大震災における復旧に係る具体的なデータに照らした現行の災害対策法体系の問題点及び課題を抽出し、7月末に中間報告を行う。

後半においては、宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市、陸 前高田市等におけるヒアリング調査を進めたうえで、仮設住宅や借り上げ民間賃貸住宅に 住む被災者のアンケート調査なども行って、実証的な分析を進めた上で、災害対策法制に 必要な改正の方向について具体的な政策提言をまとめて、12 月末に最終報告を行う。

<教科書・教材>

防災の法と仕組み(生田長人編:東信堂)

逐条解説 災害対策基本法 (防災行政研究会:ぎょうせい)

「災害救助法」徹底活用(山崎 栄一他:クリエイツかもがわ)

今を生きる - 東日本大震災から明日へ!復興と再生への提言3法と経済(稲葉薫、高田 敏文編:東北大学出版会)

大震災の法と政策 (阿部泰隆:日本評論社)

東日本大震災復興への提言 - 持続可能な経済社会の構築 (伊東滋他:東大出版会)

東日本大震災復興への道-神戸からの提言(兵庫県震災復興研究センター: クリエイツ かもがわ)

「東北」共同体からの再生(川勝平太・東郷和彦・増田寛也:藤原書店)

津波と防災―三陸津波始末(山下文男:古今書院)

防災行政と都市づくり―事前復興計画論の構想(三井康壽:新山社)

東日本大震災と地域産業政策(関満博:新評論)

東日本大震災とこれからの水産業(白須敏朗:成山堂書店)

震災調査の理論と実践 - 都市政策論集(神戸都市問題研究所:勁草書房)

大震災と人間復興―生活再建への道程(兵庫県震災復興研究センター:青木書店)

その他、ワークショップを進めてゆく過程で、必要な教材を適宜指示する。

<成績評価の方法>

- ① グループの一員としての役割を適切に果たしている度合い(取組み姿勢やグループ研究への貢献度を含む。)
- ② ワークショップの中間報告及び最終報告の内容(これに関するプレゼンテーションを含む。)

を総合的に評価する。

< その他 >

本ワークショップでは、現状分析や課題・問題点の抽出・提示、法改正等の実践的な政策提言を行う能力を養うとともに、ワークショップにおける共同研究を適切に遂行する能力、作業スケジュールを的確に管理する能力、情報の収集及び分析の能力、ものごとを多面的に把握し思考する能力、正確な文章を書く能力、効果的かつ説得的なプレゼンテーションを行う能力などを総合的に養成する。

授業科目:公共政策ワークショップ プロジェクトB(12単位)

責任教員:村上 堅治、澁谷 雅弘

配当学年:M1年 開講学期:通年 週授業回数:3回

農業・農村の震災復興における課題とその解決のための施策について

<目 的>

1. 平成23年3月の東日本大震災から2年が経過した今日、がれき処理やインフラの復旧は総じて着実に進展しており、まちづくりや産業復興が本格化する段階に移行しつつある。 被災地域の基幹産業は農林水産業であり、被災地の復興のためには農林水産業の復興・活性化が不可欠である。

2. 政府は、平成23年7月、「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、この中で、単に被災地の農林水産業の復興を図るだけでなく、「日本全国のモデルとなるよう取組みを進め、東北を新たな食料供給基地として再生する。」という方向性を打ち出した。

そのために、「高付加価値化戦略、低コスト化戦略、農業経営の多角化戦略」の3つの戦略を組み合わせて力強い農業構造の実現を支援していくとともに、「先端的な農業技術を駆使した大規模農業の実証研究やAI (アグリインフォマティクス)システムの開発」により「新たな農業を提案する」としている。

この基本方針の内容を進化させ具体化するために、農林水産省は平成23年8月に「農業・農村の復興マスタープラン」を策定し、様々な施策を通じて農地の復旧・整備、被災農業者の所得確保、担い手の確保、土地利用調整、6次産業化等高付加価値化を推進することとしている。

マスタープランでは、こうした取組により、「災害に強い地域としての再生」「自然調和型産業を核とする活力ある産業の育成」「自然に根ざした豊かな生活基盤の形成」を図り、東北を日本の食料供給基地として再生・創造するとともに、「地域の復興から新しい日本の創造へ」と謳っている。

3. 現在、農地・農業用施設の復旧は概ね着実に進んでいるものの、政府の基本方針が目指す「3つの戦略」を組み合わせた「力強い農業構造の実現」、「新たな農業の提案」に向けての課題はなお山積している状況にある。

農業現場における農業者の合意形成の難しさ、担い手の減少、マーケティング能力の不足などの問題に加え、行政に対して、マンパワーの不足、財政資金の使い勝手の悪さ、行政組織の縦割りや農業関係諸制度の柔軟性の欠如に対する批判も見られるところである。4. 本ワークショップでは、農業・農村の復旧・復興の状況を検証し、問題点を明らかにするとともに、その解決のための施策を提言することにより、東北を日本の食料供給基地として再生・創造する取組に資することを目的とする。

<授業内容・方法>

概ね以下のような流れを目安としつつ、具体的なスケジュールは参加者自身の議論を踏まえて決定する。また、農業にはシーズン性があることから、現地調査の時期は、地元の 状況に応じて柔軟に設定することとする。

- 1. 4月~5月:国・自治体の公表資料、各種文献・書籍、マスコミ報道等を収集・整理 し、①被災地の農業・農村の復旧・復興の進捗状況、②これまでに講じられてきた施策及 び関係諸制度、③各方面からの評価と批判、④先進的な取組事例 等を把握する。
- 2. 6月~8月:①東北農政局、宮城復興局、宮城県等関係行政機関、農業関係団体、有識者等からのヒアリング、②被災地や先進的な取組を行っている地域の現地調査、農業者等との意見交換等を実施し、問題点とその解決方策についての大まかなイメージをつかむ。 3. 9月~1月:具体的な提言の作成に向けて、対象を絞り込んだ上で、関係資料の収集、関係者からのヒアリング、現地調査を集中的に行い、参加者全員による議論を積み重ねて、政策提言を作成する。

<参考資料・書籍>

基本的な資料、書籍は以下の通り。これ以外のものは、授業の中で適宜紹介する。

- 1. 行政情報 (インターネットで閲覧可能)
 - ·「東日本大震災復興基本法」(平成23年法律第76号)
 - ·「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)
 - ・「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対 策本部)
 - ・「農業・農村の復興マスタープラン」(平成23年8月26日決定 農林水産省)
 - ・「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月25日 決定 食と農林漁業の再生推進本部)
 - ・「復興の現状と取組」(復興庁(随時更新))
 - ・「東日本大震災について〜東北地方太平洋地震の被害と対応〜」(農林水産省(随時 更新))
 - ・「東日本大震災からの農林水産業の復旧・復興の状況」(農林水産省(随時更新))
 - ・「東北農政局における復旧・復興支援情報」(農林水産省東北農政局(随時更新))
 - ・平成22・23年度「食料・農業・農村白書」「森林・林業白書」「水産白書」(農林水産省)
 - ・平成22・23年度「東北食料・農業・農村情勢報告」(農林水産省東北農政局)
 - •「宮城県震災復興計画」(平成23年10月 宮城県)
 - ・「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」(平成24年3月 宮城県)
 - ·「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画」(平成23年8月 岩手県)

2. 書籍

- ・「震災復興と地域産業 I」(関満博著 新評論)
- ・「東日本大震災と地域産業復興 I II 」 (関満博著 新評論)

- ・「地域産業の「現場」を行く 第6集 「未来」に向かう地域」(関満博著 新評論)
- ・「緑のふるさと協力隊 若者たちの震災復興」(農山村再生・若者白書 2012 編集委員会編 農山漁村文化協会)
- ・「復興の大義」(農文協編 農山漁村文化協会)
- ・「シリーズ地域の再生8 復興の息吹き 人間の復興・農林漁業の再生」(田代洋一等編 農山漁村文化協会)
- ・「農業法研究 47 号 被災現場から問う農地と農業・農村の復興」(日本農業法学会編 農山漁村文化協会)
- ・「日本農業年報 58 農業・漁業をどう立て直すかー大震災・原発事故からの復旧の実態、 復興の課題」(梶井功等編 農林統計協会)
- ・「東日本大震災 復興に果たす」Aの役割」(結城登美雄等著 家の光協会)
- ・「地域からはじまる日本農業の「再生」」(小池恒男著 家の光協会)
- ・「日本農業の底力」(大泉一貫著 洋泉社)
- ・「日本農業の動き No. 176 大震災 地域農林水産業をどう立て直す」(農政ジャーナリストの会編 農林統計協会)
- ・「全国農村サミット 2011 地域の復興再生力と大学の役割」(日本大学生物資源科学部 全国農村サミット運営委員会編 農林統計協会)
- ・「りんご一つにあと20円多く払えば、東北の農業は復興できる」(鈴木誠著 講談社)

<成績評価の方法>

以下の事項を総合的に評価する。最も大切なのは、当然のことながら、熱意と真面目さである。

- ①中間報告、最終報告の内容(プレゼンテーションを含む。)
 - (現状と課題の把握・分析は的確か、対応方策の提案は合目的的・理論的か。)
- ②グループ活動への取組姿勢
 - (真摯で協調的、積極的であるか。自分の役割を果たしているか。)

< その他 >

本ワークショップでは、教員が指導・助言を行うが、参加者の自主性と自由な発想を尊重する。一方で現行の諸制度の理解と現地の実情を踏まえつつ、他方で参加者の自由で斬新な発想を活かした「地に足の着いた、かつ学生らしいフレッシュな提言」を期待している。

授業科目:公共政策ワークショップ レ プロジェクトC (12単位)

担当教員:柳 淳配当学年:M1年開講学期:通年调授業回数:3回

東日本大震災が日本外交に及ぼした課題と機会

<目 的>

東日本大震災と福島第一原発事故は、日本外交にも大きな影響を与えてきた。国際社会からの多大な支援は、単なる「恩返し」や「情けは人のためならず」を越えた日本人への信頼の現れであった。国際社会の「相互依存」と「共生」の重要性も示した。世界では大自然災害は戦争や大量破壊兵器に匹敵する被害者を生んでいる。原発事故への対応とエネルギー政策に世界は注目している。

本WSでは、「日本外交に与えた課題と機会」という切り口で論点を整理・検証し、提言を創り上げていくプロセスを通じて、以下の7つの視座と能力を養うことを目的とする。

- ① 「世界の中の日本」という視点
- ② 外交の現場を間接体験・実感し、外交の本質を理解すること
- ③ 外交の幾つかの側面に対する理解 (国際支援、エネルギー安全保障、情報発信、バイ・マルチ外交など)
- ④ 問題発見、課題設定、情報収集・分析、文書と口頭でのプレゼン能力
- ⑤ プロセス全体(作業とスケジュール)の管理能力
- ⑥ 外部との折衝、調整、交渉能力、社会人としての基本(挨拶、時間厳守等)
- (7) コラボレーション (共同作業) 能力

本WSのテーマに関して、全体としての事後検証と総括は外務省でも行っていない。外 務省でも手が回らない地元自治体と在京大使館のヒアリング(仲介?)を行うことで、「被 災地からの視点」という付加価値を追求する。

<想定している論点>

以下を想定しているが、学生自信で考え議論し整理する。

- ○緊急援助隊、支援物資、義援金等の受け入れ
 - ・各国は、どのような支援を、どのような動機から行ったか?
 - オファーとニーズのマッチングは上手くいったか?
 - ・日本側の受け入れ体制は?各国との摩擦は無かったか?

- ・「トモダチ作戦」をはじめその効果は? (実際の支援、及び、日米関係をはじめ二国間関係への好影響など)
- ・地元の評価や反応は? 摩擦は無かったか? 問題点と課題は?
- ・将来の自然災害において、日本(中央、地方)が支援を受ける際の教訓
- ・今後、海外の自然災害で、日本及び国際社会が支援する際への教訓
- ○エネルギー安全保障の文脈における原発事故
 - ・米仏などからの支援受け入れとその効果は?
 - ・知見と経験の国際社会との共有、世界の安全基準の向上は進んだか?
 - ・日本の原子力・エネルギー政策への影響と、その対外的影響は? (日本の原発の海外輸出、原子力協定への影響など)
- ○対外発信(パブリック・ディプロマシー)の教訓
 - ・日本人の対応に対する高い評価 (規律、冷静さ、団結力、強靱性)
 - 危機管理広報 (原発事故対応)
 - 風評被害対策
 - ・日本再生のPR、東北の魅力発信プロジェクト
- ○防災外交:日本アジェンダを国際社会のアジェンダにする
 - ・日本の経験と知見の国際社会との共有は進んだか?
 - ・防災に関する日本の科学技術による国際貢献の現状と展望は?
 - ・仙台での「世界防災閣僚会議」「防災と開発に関する会合」の成果は?
 - ・人間の安全保障、ポストMDGsとの関係は?
- ○「外国の力を取り込んだ開かれた復興」と経済外交
 - ・風評被害対策は上手くいっているか?
 - ・外国からの復興支援オファーと実施状況は? マッチングできるか?

<想定作業スケジュール>

以下を想定しているが、学生自身の議論と作業を通じて、主体的に組み立てて調整している。

- ○4~5月 準備期間:調査課題の検討
 - ・調査課題の背景や文脈の理解 関連書籍・資料・論点の洗い出し
 - アクションプランの策定
 - ・東京から講師を招いての講義 及び(又は)
 - ·東京出張 外務省 復興庁 内閣府 経産省 JICA 在京大使館
- ○6~7月 中間報告会に向けた準備
 - 県レベル等のヒアリング

岩手県 福島県 宮城県 仙台市 河北新報 韓国総領事館

- ・ヒアリング先の検討(市町村レベル、在京大使館、中央省庁等)
- ・調査課題の背景と文脈の仮説設定 論点整理

- ・政策提言の項目と仮説の検討
- ・大学内の中間報告会(7月末)の準備(パワポ資料とプレゼン)
- ○8月~10月 フィールド調査・ヒアリング調査
 - ・夏休み 外務省等の関連部局へのインターンのアレンジを検討 (東京近辺に実家などがある学生で希望者)
 - ・市町村レベル・ヒアリング (例:大船渡、名取、東松島など)
 - ・東京出張:関係省庁 在京大使館
 - ・最終報告書のアウトラインの検討 など
- ○11月~12月 最終報告会に向けた準備
 - ・フィールド調査・ヒアリング調査の結果の取り纏めと分析評価
 - ・政策提言を含む最終報告書の作成
 - ・大学内の最終報告会(12月下旬頃)の準備(パワポ資料とプレゼン)
- ○1月~2月 報告書の完成とプレゼン
 - 最終報告書の完成
 - ・関係者へのプレゼン・配布 必要に応じて挨拶回り・報告

< 教科書・参考図書・教材 >

外交一般に関する書籍は「外交体系論」にて説明する。震災と原発に関連して、数え切れない数の書籍が出版されている。他方、国際協力や国際的文脈に特化した書籍は殆ど無い。以下はあくまで参考まで。

書籍よりも、HPや新聞などが主な参照対象となり得る。

外交 7号 特集 東日本大震災

外交 8号 特集 3.11以降の原子力

アジ研ワールドトレンド 192号 特集:東日本大震災と国際協力

内海成治 『国際緊急人道支援』ナカニシ出版

藤沢数希 『「反原発」の不都合な真実』

池田信夫 『原発「危険神話」の崩壊』

榎本聡明 『原子力発電がよくわかる本』

田原総一朗『日本人は原発とどうつきあうべきか』

コリーヌ・ルパージュ『原発大国の真実』

Keiman: Disaster Diplomacy

Kingston: Natural Disaster and Nuclear Crisis in Japan

J. Hannigan: Disaster without Borders

D. Coppola: International Disaster Management

A. DeGuttry: International Disaster Response Law

外務省HPや内閣府防災情報のHP(白書)の中の国際防災協力

「垣根のない連携と共感」海外支援に関する調査事業報告書

<成績評価の方法>

以下の7項目を総合的に評価する

- ① WSプロセスに取り組む姿勢
- ② 全体への貢献として、「各自の役割」をどこまでやり遂げたか
- ③ グループ作業を円滑・効率化するための、指導力・協調性・配慮など
- ④ プロセス全体(作業とスケジュール)の管理と、最終成果に対する貢献
- ⑤ 外部との折衝、調整、交渉能力、社会人としての基本(挨拶、時間厳守等)
- ⑥ 問題発見、課題設定、情報収集・分析、文書と口頭でのプレゼン能力
- ⑦ 外交に対する理解の深め方

< その他 >

教員は「3.11」当時から昨年8月末まで、外務省西欧課長として、英仏などからの 緊急援助隊や支援受け入れの調整、震災や原発を主なテーマの一つとしたG8外相会合・ G8サミット(ともにフランスで開催)に出席する外相・総理に同行・補佐した他、震災 直後に来日したサルコジ大統領他の要人の受け入れに当たった。

本WS受講者は、前期に開講する外交体系論を必須として受講すること。

授業科目:公共政策ワークショップ プロジェクトD(12単位)

責任教員: 宍戸 邦久、飯島 淳子

配当学年:M1年 開講学期:通年 週授業回数:3回

仙台市における大都市行政の今後のあり方

<目 的>

日本は、少子高齢化が進行し、人口減少社会となった。そのような中にあっても、経済を持続可能なものとし、国民がどこに住んでいても安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要である。

そのためには、国民の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市を戦略的に形成していくことも必要である。このような役割は、三大都市圏のみならず、札幌・仙台・広島・福岡(いわゆる札仙広福)といった地方ブロックの中枢的な都市をはじめ、指定都市や中核市・特例市の中で地方の拠点である都市といった中枢都市にもそれを担っていくことが求められている。

また、地方の中枢都市を核とする圏域は、三大都市圏に先行して、すでに高齢化や人口減少といった課題に直面してきた。地域住民が快適で安心して暮らせる都市環境を確保するとともに、三大都市圏から人の流れを作るためにも、地域を支える拠点の構築が課題となる。このためには、地方の中枢都市を核に、都市機能、生活機能を確保するとともに、都市構造の集約化と都市機能のネットワークを図っていくことが必要になる。

昨年12月に、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会(第30次)の専門小委員会から「大都市制度についての中間報告」が出された。ここでは、上記のような問題意識から、大都市における効率的・効果的な行政体制の整備や住民の意思がより適切に反映される仕組みづくりについて、地方自治制度の改革によって対応すべき点を検証し、その解決方策を示している。

ことに指定都市については、効率的・効果的な行政体制の整備として、いわゆる「二重 行政」の解消を図ること、住民の意思の適切な繁栄としては、住民に身近な行政サービス を住民により近い組織において提供すること、また、住民がより積極的に行政に参画しや すい仕組みを検討することを求めている。

上記大都市制度のあり方については、同中間報告が出されるまでの間に、関係する大都市はもとより、全国指定都市市長会、全国知事会など関係する諸団体からも様々な意見が提出され、活発な議論がなされた。同中間報告を踏まえた答申は本年夏頃になされる予定であるが、この答申をもとに、人口減少社会の到来、更なる少子高齢化の進展という社会経済情勢の変化に対する地方自治制度の改正がなされる見込みである。

このような状況を踏まえ、本ワークショップでは、大都市制度のうち指定都市制度を取り上げ、仙台市をフィールドにして、今後の社会経済情勢の変化にも対応し、より東北地

方における中枢的な大都市としての機能を発揮していくためには何が必要なのかを探っていく。

すなわち、国の法整備や各種団体の意見等を参考に、①効率的・効果的な指定都市の行政体制として、どのような大都市制度が望ましいか(「二重行政」の解消、指定都市と都道府県との協議会の設置等)、②大都市における住民自治を強化する体制として、どのような行政区が望ましいか(「都市内分権」)などの検討を行い、仙台市をはじめとする関係行政機関への政策提言を行うこととしたい。

本ワークショップが取り上げるテーマは、現在まさに国において検討が進められている 事項であり、研究を進める中で、地方自治制度の改革のための立法プロセス、指定都市や 都道府県の対応、各指定都市の市長の考え方の相違など、新たな指定都市制度の構築にか かる国と地方の政策形成・政策推進プロセスやその課題などを具体的に学ぶことができる ものと考える。

<授業内容・方法>

本ワークショップは、概ね以下の通り進めることを想定しているが、具体的かつ詳細な 進め方については、参加者自身がグループ内の討議を通じて主体的に検討し、決定する。

- ①4~5月 準備・現状把握期間
 - 地方自治制度の全般的現状把握
 - ・指定都市制度の仕組みや制度改正の動向の把握
 - ・第30次地方制度調査会の議論の把握
 - ・各指定都市、全国指定都市市長会、全国知事会など関係する諸団体の議論の把握
- ②6~7月 フィールド調査・ヒアリング調査等の実施期間
 - ・仙台市における大都市行政の現状調査(市役所、住民ヒアリング)
 - ・横浜市、さいたま市等仙台市以外の大都市行政の現状調査
 - ・総務省における検討状況の把握
 - ・政策提言のアウトラインの検討
- 10 月~1月 政策提言のアウトラインに沿った調査・検討実施期間
 - ・仙台市における効率的・効果的な指定都市の行政体制の具体的検討
 - ・大都市としての仙台市における住民自治を強化する体制の具体的検討
 - 政策提言分野の絞り込み
 - 政策提言のとりまとめ

<参考図書>

ワークショップを進めていく過程で、必要な文献を適宜指示する。なお、本ワークショップを進めるにあたっての前提となる地方自治に関する基礎知識を学ぶための文献として、 礒崎初仁・金井利之・伊藤正次『ホーンブック 地方自治[改訂版]』(北樹出版、2011年)を挙げておく。

<成績評価の方法>

ワークショップへの取組姿勢、グループに対する貢献度(調整能力、リーダーシップ等)、 最終報告書の内容、プレゼンテーション能力、対外調整能力等を総合的に評価して行う。

< その他 >

本ワークショップでは、公共政策を形成するための組織として、有機的かつ一体的な意思決定のための議論の積み重ねや外部との調整のための工夫等を実践的に学ぶとともに、組織としての成果として、どのような政策提言を出すことができるかが試される。従って、各参加者が協働して、互いの不足を補い、報告書作成に向けて効率的・効果的に作業を行うことが期待される。

授業科目:公共政策ワークショップ (12単位)

配当学年: M2年 開講学期:通年 週授業回数:3回

<目 的>

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップI、リサーチメソッ ド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の 向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領 域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、 所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

<授業内容・方法>

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実 務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の公共政策ワークショップIで習得した調 査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的 にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける(1月中旬目処)。

公共政策ワークショップIとの最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体 的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、 公共政策ワークショップIとは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に 応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用し て、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取 りまとめ等を行う。

<教科書・教材>

ワークショップの進め方については、『2013年度公共政策ワークショップ・ハンドブッ ク』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定さ れる。

<成績評価の方法>

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や口述審査の結果をもとに成績を評定する。

授業科目:公共政策ワークショップ A(2単位)・B(6単位)

配当学年:M2年 開講学期:前期・後期

週授業回数:3回

<目 的>

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップⅠ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

<授業内容・方法>

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の公共政策ワークショップⅠで習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける(1月中旬目処)。

公共政策ワークショップ I との最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、公共政策ワークショップ I とは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

なお、原則として、A (2 単位)を前期に履修し、B (6 単位)を後期に履修するという順序によるが、休学などの事情により、このような履修順序によらないことを希望する場合には、十分な余裕をもって、個別的に指導教員に相談されたい。

<教科書・教材 >

ワークショップの進め方については、『2013年度公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

<成績評価の方法>

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や口述審査の結果をもとに成績を評定する。 成績評価は、前期・後期分を合わせて、後期に行う。 授業科目:政策調査の技法(2単位)

責任教員:金谷 吉成、牧原 出

配当学年:M1年 開講学期:集中講義

<目 的>

この授業は、公共政策大学院における基礎的な調査技法の習得を目的とする。大学院カリキュラムの基礎となるだけではなく、政策の企画立案のための基本的な素養を涵養することがねらいである。

まず第1部として、入学前に各学生が提出した小論文試験問題についてのレポートにも とづいて、それぞれの担当教員から問題の趣旨の解説がなされ、その上で一部のレポート について講評を兼ねたディスカッションを行う。これにより、作文能力の向上が目指され る。

つづいて第2部として、プレゼンテーションやネゴシエーションなど、対人コミュニケーション能力を高めるための授業を行う。とりわけ公共政策ワークショップに不可欠のインタビューについての技法についての講義と実習を行う。

第3部として、公共政策の企画立案の基礎能力として、統計データの作成方法、入手方法、基本的分析方法及びアンケート調査の設計・実施について、講義と実習を行う。あわせてPCやネットワークについての技術的な基礎知識も理解し、公共政策ワークショップでのリサーチを円滑に進めることが目指される。

これらは、経験を蓄積することでそのスキル・アップを図ることが可能であるため、大学院の履修当初の段階から習得することが期待される。そのため、まず4月の授業開始の最初の週のうち、1,2,3限に授業を行う。それぞれ時間割を確認しておくこと。担当教員と開講場所については追って通知するが、原則として川内北キャンパス・マルチメディア教育研究棟で行われる予定である。

<授業内容・方法>

授業の第1部は、選択した問題ごとにグループに分かれて出題に関わる教員とともにそれぞれディスカッションが行われる。

授業の第2部は、インタビュー技法の解説と実習である。アポイントメントから録音の 方法、インタビュー後の記録の整理といった一連の手続について説明する。学生は自らイ ンタビューを行い、その記録を提出する。

具体的には以下の諸項目について、解説を加えた後、実習を行う。

- 1. インタビューの種類と方法
- 2. 記録の保存と解釈――オーラル・ヒストリー
- 3. 学生によるインタビュー例の講評

授業の第3部は、政策立案・評価過程における統計データの作成と解釈について概説を加え、実習を行う。具体的には、実際の調査データを事例に用いて、Microsoft 社の表計算ソフトである Excel の利用法を習得しながら、統計学の基本事項を学習する。講義と実習を通して、以下の事項を中心に学習する。

- 1. 総論・Excel の基本事項
- 2. 分布の中心とばらつき・Excel による単純集計とグラフ作成
- 3. 相関性と因果性——二つの変数の関連性・Excel によるクロス集計とグラフ作成
- 4. アンケート調査と統計処理
- 5. 図表を用いたプレゼンテーション

<教科書・教材>

実教出版編集部『WindowsVista 対応 30 時間でマスター Excel 2007』 (実務出版株式会社, 2007) ※マルチメディア教育研究棟で使用する Excel のバージョンが 2007 であるため。 御厨貴『オーラル・ヒストリー入門』 (岩波書店, 2007)

<成績評価の方法>

学生が提出したペーパー並びに実習への取り組み姿勢を総合的に評価する。

授業科目:公共政策基礎理論 (4単位)

担当教員:西本 健太郎、戸澤 英典、北島 周作、牧原 出、伏見 岳人、犬塚 元

配当学年:M1・2年

開講学期:前期 调授業回数:2回

<目 的>

本公共政策大学院でのすべての授業科目の根底には、法学・政治学・経済学を中心とする社会科学の理論がある。特に公共政策に関わる諸現象に対しては、問題への多角的な接近が不可欠であるため、社会科学の多様な理論への理解無くしては、問題を構造的に理解することは不可能である。本授業では、このうち法学・政治学における理論の基礎について、受講者がそれぞれの未習者であることを前提に、入門的な基礎部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な理論について解説する。これらは、公共政策ワークショップ I・IIのみならず、基幹科目のすべてと関係しているので、授業では可能な限り他の諸科目へとどう展開しているのかについても触れる。また、今後の発展的な学習の方法についても教授するので、各自はその関心にあわせて自習をし、理論及び実務についての理解を一層深めるため、他の基幹科目を履修するように心がけてほしい。その意味で、本授業は大学院カリキュラムの科目配置を理解する上でも必須である。したがって、法学・政治学については既習であるという自負がある学生も受講されたい。

また、経済学及びその関連分野については、経済学理論、財政学が基礎的な理論の講義 を行っているので、適宜これらも並行して履修することが望ましい。

なお、本授業は必修科目ではないが、事実上必修に近い科目として1年次学生は全員履 修されたい。もちろん、理論の基礎を再確認するための2年次学生の履修も歓迎する。

<授業内容・方法>

本授業は、行政法、国際法、政治学・行政学、国際政治学の4分野についてオムニバス 講義が行われる。4月はイントロダクション・国際法(西本担当)、5月は国際政治学(戸 澤担当)、6月は行政法(北島担当)、7月は政治学・行政学(牧原・伏見・犬塚担当)の 授業が開講されるので、適宜準備に当てること。

(1) 行政法については

- ①公共政策の内容を法的側面から理解し、あるいは制度化するに当たって必要となる行政法の基礎知識を身につける。
- ②「行政法的思考」とは何かを学び、行政法の観点から考える力を身につける。
- ③公共政策を企画・立案するに当たって必要な行政法に関する知見を得るために、独力で必要文献・資料(判例等)などを収集する力を身につける。

がねらいとなる

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 イントロダクションー行政法の基本構造
- 2 行政活動の諸形式1-行政立法、行政行為
- 3 行政活動の諸形式2-行政指導、契約、強制
- 4 行政活動の手続的統制
- 5 情報公開·個人情報保護
- 6 行政争訟制度1-行政事件訴訟制度の概要
- 7 行政争訟制度2-行政事件訴訟
- 8 国家補償制度

(2) 国際法については、

- ①グローバル化した現代の国際社会における諸課題や諸問題を法的視点から分析・検討するための基盤となる国際法の基礎知識を身につけること、
- ②国際法の解釈・適用を通して国際的な課題や問題に関する政策提言を行うための専門 的能力の基礎を身につけること、
- ③各国政府や国際組織、国際裁判機関等に関する各種の文書や資料等を収集し、分析・ 検討を行う能力を身につけること、が課題となる。

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 国際社会における法の機能と役割
- 2 国際法の存在形態
- 3 国家をめぐる国際法
- 4 個人と国際法
- 5 領域の管理と国際法
- 6 国際紛争の解決と国際法
- 7 国際社会における平和の維持と武力行使の規制
- (3) 政治学・行政学については、
- ①公共政策の定義と、公共政策の講学上の理論と、本大学院で公共政策ワークショップを中心に履修する諸科目での「政策」との共通性と相違点について、十分理解する
- ②統治機構に関する政治理論と、組織理論の動向をふまえつつ、現代の行政・政策にそれらがどう適用されているか、具体例に則して理解する
- ③中央地方関係および市民社会についての正確に理解することで、政策形成における行政および社会の役割についての理解を深める。また政治学のさまざまな分析アプローチを学び、政治学の基礎概念・基礎理論について理解を深める。

ことが課題となる。

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 イントロダクション――政策研究、政策提言、政策教育
- 2 立法過程の中の政治制度と法制度

- 3 組織理論と行政組織
- 4 課題設定と政策革新
- 5 政策執行と規制
- 6 政策評価と行政評価
- 7 中央地方関係と分権化改革
- 8 市民社会と公共性
- 9 日本政治外交史と公共政策
- 10 20世紀公共哲学の基礎理論

(4) 国際政治学については

現代の国際社会で生じている様々な政治的・社会的問題を正確に理解し、その解決策を 見出すのに役立つ基礎的観点や知識を身に付けることが課題となる。

その際、国際社会は国内社会と比較して、地域や諸国家間での異質性が高く、問題群や解決のためのアプローチについても実に多様であり、かつ論争的である。そのため、国際社会に関係する学問領域は多岐にわたり、また各々の視座をめぐって常に批判的な検証が行われている。この講義では、アメリカで発展した国際関係論(IR)の学説的な整理に基づきつつ、その現実社会への有効性や限界を考えることとしたい。

具体的には、以下のテーマごとに講義を行う。

- 1. 国際関係論の基本的視座
- 2. 近代国際体系-ウェストファリア・システム-の特徴とその変容
- 3. 国際関係の思想
- 4. グローバル化 (globalization) とは?
- 5. グローバル・ガヴァナンス論 (1) 国連システム
- 6. グローバル・ガヴァナンス論 (2) -国際行政、機能主義、国際レジーム
- 7. 総括&日本の外交

<教科書・教材>

秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎』有斐閣、2010 年 稲葉馨『行政法と市民』放送大学教育振興会、2006 年

中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法』有斐閣、2006 年 西尾勝『行政学(新版)』有斐閣、2001 年

ジョセフ・S・ナイ・ジュニア『国際紛争——理論と歴史・原書第8版』有斐閣、2011年 John Baylis et al. *The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations, Fifth Edition, Oxford University Press, 2011* (意欲的に国際政治を学習した学生には有益である)

上記以外の教材、参考文献については追って知らせる。

<成績評価の方法>

学期末における筆記試験により行う。

授業科目:論文作成基礎講義(2単位)

責任教員:飯島 淳子、桑村 裕美子、渋谷 雅弘、西本 健太郎

配当学年:M1年 開講学期:通年

<本講義の目指すもの>

本講義は、別途開講される公共政策特論 Π と一体として受講することで、学生が第1に公共政策ワークショップ Π で取り組む論文作成能力を涵養するとともに、第2に現代の行政全般にわたる政策領域・法制度について概括的な理解を得ることを目的とするものである。

実社会において向き合わなければならないあまたの政策領域と実定行政法制度を、学部 段階で学生が学ぶ機会は、意外と少ない。もちろん、大学においても特殊講義の形で、環 境政策、都市計画、金融政策といった幾つかの限られた政策領域についての講義が行われ ているが、我が国の行政全般にわたる広範な政策領域・法制度の全体像について、概括的 な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、いくつかの制度分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような制度が関係し、どの様な解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の政策に関する諸制度が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどの様な機能を果たしているのか、といったことを実務担当者から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実に生じている様々な問題に対して、これらの制度に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの制度がどのような限界を持っているか、さらに現在どの様な方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官ひいては政策プロフェッショナルを目指す学生諸君に対して、我が国の政策領域および実定行政法制度に関していくつかを掘り下げ、ときに横断的に検討することを通じて、こうした諸政策の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。政策体系論、福祉政策論などとあわせて受講すれば、政策領域のかなりの部分を網羅できるように配慮されている。

加えて、諸政策の概要を知ることは、本大学院2年次に配置された公共政策ワークショップ II における調査テーマを絞り込む上で不可欠である。よって、本講義では、冒頭に公共政策ワークショップ II ですでに提出されたいくつかのリサーチ・ペーパーを講読することで、政策調査と提言とはいかなるものか、イメージをつかむ。その上で、各学生は外部講師によるオムニバス授業について、前期・後期に1回ずつレポートを提出することを義務づけられる。これらのレポートは教員による講評に付せられる。そして学年末に、学生は公共政策ワークショップ II で取り組むことを考えている政策領域・制度を対象にしたレポートを作成する。以上により、論文作成能力を磨きつつ、公共政策ワークショップ II で、精

度の高い調査分析を可能とするテーマを選ぶことが可能になるよう、導くことが目的である。

よって、本講義は、政策の概要を横断的に知るとともに、公共政策ワークショップⅡのイントロダクションの授業である。1年次学生は、2年次に履修する公共政策ワークショップⅡのために、全員履修されたい。

<講義の内容とスケジュール>

本講義の対象は、我が国の政策領域の殆ど全ての分野に及びうる。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通政策、農業政策、資源・エネルギー政策、通信・放送政策、教育・文化政策、商工業関係法、中央銀行法・金融法、警察関係法、防衛・安全保障政策、災害関係法、財政・金融政策といった分野である。これらのうちいくつかについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の課長補佐クラスから、審議官、課長クラスの幹部行政官にわたるが、その他、場合によっては、退官後間もない次官等の来講もありえ、現実の中で機能する活きた政策と制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、土曜日に開講される。

<教科書>

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

<成績評価>

各学期に課されるレポート及び年度末に提出するレポートの計3つのレポートにより評価する。ただし、適宜出席状況を加味して成績評価を行う。

< その他 >

本講義はM1学生のみを対象とする。

開講は、原則として隔週土曜、3、4限である。本講義は別途開講される公共政策特論Ⅱとあわせて、4月のリサーチペーパー講読、前期においては5月、6月、後期においては10月、11月に開講予定の外部講師による授業、さらには7月、12・1月に行われる提出レポートの講評の授業のすべてに出席することが求められる。

授業科目:公共政策特論 (2単位)

責任教員:飯島 淳子、桑村 裕美子、渋谷 雅弘、西本 健太郎

配当学年:M1・2年

開講学期:通年

<本講義の目指すもの>

実社会において向き合わなければならないあまたの政策領域と実定行政法制度を、学部 段階で学生が学ぶ機会は、意外と少ない。もちろん、大学においても特殊講義の形で、環 境政策、都市計画、金融政策といった幾つかの限られた政策領域についての講義が行われ ているが、我が国の行政全般にわたる広範な政策領域・法制度の全体像について、概括的 な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、いくつかの制度分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような制度が関係し、どの様な解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の政策に関する諸制度が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどの様な機能を果たしているのか、といったことを実務担当者から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実に生じている様々な問題に対して、これらの制度に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの制度がどのような限界を持っているか、さらに現在どの様な方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官ひいては政策プロフェッショナルを目指す学生諸君に対して、我が国の政策領域および実定行政法制度に関していくつかを掘り下げ、ときに横断的に検討することを通じて、こうした諸政策の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。政策体系論、福祉政策論などとあわせて受講すれば、政策領域のかなりの部分を網羅できるように配慮されている。

<講義の内容とスケジュール>

本講義の対象は、我が国の政策領域の殆ど全ての分野に及びうる。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通政策、農業政策、資源・エネルギー政策、通信・放送政策、教育・文化政策、商工業関係法、中央銀行法・金融法、警察関係法、防衛・安全保障政策、災害関係法、財政・金融政策といった分野である。これらのうちいくつかについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の課長補佐クラスから、審議官、課長クラスの幹部行政官にわたるが、その他、場合によっては、退官後間もない次官等の来講もありえ、現実の中で機能する活きた政策と制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、土曜日に開講される。

<教科書>

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

<成績評価>

M1学生については、別途開講される論文作成基礎講義と一体のものとして、前期・後期提出レポートと年度末に提出するレポートの計3つのレポートにより評価する。M2学生については、年度末提出のレポートにより評価する。ただし、適宜出席状況を加味して成績評価を行う。

< その他 >

開講は、原則として隔週土曜、3、4限である。M2学生については、前期においては5月、6月、後期においては10月、11月に開講予定の外部講師による授業への出席のみが求められる。M1学生については、別途開講される論文作成基礎講義とあわせて、4月のリサーチペーパー講読、7月、12・1月の提出レポートの講評の授業をも出席することが求められる。

なお、公共法政策通論を履修したM2学生は、本授業を履修することは可能である。

授業科目:地域社会と公共政策論 (4単位)

責任教員:西田 主税 配当学年:M1・2年

開講学期:前期 週授業回数:2回

<目 的>

この授業は、地域社会における問題を取り上げ、これに多角的方向からアプローチし、 複数の視座から検討を加え、固定観念にとらわれない柔軟な思考能力と将来を見通す優れ た判断能力を養成し、複合的・総合的視点による政策立案能力を習得することを目的とし ている。2013 年度前期は、「地域環境保全のための公共政策」をテーマとして取り上げる。

<授業内容・方法>

環境保全のための公共政策の意義は、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染の防止や健康被害者の救済から、産業廃棄物や二酸化炭素の排出といった社会経済活動に伴う環境負荷の低減を図るための社会経済システムの転換まで含む広範な施策を企画・立案し、「より良い社会」の維持・創造を目指すことにある。

国や地方公共団体は、環境保全目標の設定や具体的施策の実施を図るため法律や条例に基づく各種の政策手段を推進するのみならず、地域社会の構成員である住民、企業、NPO等の各主体との協働を図るため、地域特性に応じたパートナーシップ型の地域環境保全施策を推進している。すなわち、「地域社会における公共政策としての環境保全施策」が各主体の協働の下に進められている。

本講義では、国や地方公共団体が地域の公共財である環境を維持し、より良いものとしていくために、どのような考え方で、どのような施策展開を図っているのか。また、地域の主体である住民、企業、NPO等が地域においてどのような環境保全の取組を行っているのか。パートナーシップ型の地域環境保全政策の現状と課題は何か。などについて、地域社会と公共政策の視点から、多角的に検討していきたい。

本講義は、担当教員による講義と複数の外部講師によるオムニバス講義とすることとしており、外部講師としては、国、自治体、民間企業、NPO等において環境政策・環境保全活動に取り組んでいる方々を予定している。

なお、環境問題を理解するうえで、現場において環境保全に取り組む人々の声は重要である。この観点から、必要に応じ、関係者へのヒアリングの実施と報告を求めることがある。また、受講生自身が行政官、住民、企業、NPO等の立場に立って、特定の環境問題の解決手法について討議する場も設けたいと考えている。

<教科書・教材>

授業にて資料を随時配布する。なお、参考図書は以下に掲げるもののほか、適宜、授業 で紹介していく。

大塚直「環境法」(第3版)(有斐閣 2010年)

寺西俊一 石弘光 編「環境保全と公共政策」(岩波講座環境経済・政策学第4巻)(岩 波書店、2007年)

和田武、田浦健朗 編「市民・地域が進める地球温暖化防止」(学芸出版社 2007年) 奥野信宏「公共の役割は何か」(岩波書店 2006年)

寄本勝美、原科幸彦、寺西俊一 編「地球化時代の自治体環境政策」(ぎょうせい、2002年)

<成績評価の方法>

平常時の授業における評価と提出されるレポート等の総合評価により行う。

< その他 >

第1回目の講義に必ず出席すること。環境問題への関心を有する者の出席を望む。受講希望者は、第1回目の講義において、環境問題と公共政策に係る関心・興味を含めた自己紹介文(様式自由、A4で1枚程度)を提出すること。教員は環境省出身。

授業科目:行政の法と政策(2単位)

責任教員:北島 周作 配当学年:M1・2年

開講学期:前期週授業回数:1回

<目 的>

わが国の行政手続法は、平成5年に制定されるまで、数度の立法の試みと失敗を繰り返している。また平成5年の制定後も、制定時に不十分であった部分を中心に改正が試みられ続けている。本授業では、このような行政手続法の制定改正の試みを主たる素材として、立法化が試みられた背景(政治的文脈等)、立法化のための実働組織の内容、法案作成の過程(手続)と具体的議論の内容、法律の評価等の諸点について検討を行い、行政関係法律制定について「土壌作り」から「収穫」(あるいは「失敗」)、「消費」(さらには「品種改良」)されるまでの過程を具体的な形で学ぶことを目的とする。なお、関連して、行政手続分野における重要判例、現行行政手続法の内容自体も扱う。

<授業内容・方法>

次のような事項について検討することを予定している。

- ・「国家行政運営法案」、「国家行政運営法案要綱(試案)」
- · 第1 臨調「行政手続法草案」
- ·第1次行政手続法研究会「行政手続法法律案要綱案」
- ·第2次行政手続法研究会「中間報告」
- 平成 5 年「行政手続法」
- ・平成17年改正
- · 平成 20 年改正案
- ・行政手続分野の重要判例

<教科書・教材>

教科書は特に指定しないが、行政手続法の立案過程、関連資料等を知るために、宇賀克 也『行政手続法第5次改訂版』(有斐閣)などの行政手続法の解説書を入手しておくことを すすめる。

<成績評価の方法>

出席、質疑応答の状況、レポート等を総合評価する。

< その他 >

授業科目:国際社会と各国法秩序(2単位)

責任教員:西本 健太郎 配当学年:M1・2年

開講学期:後期週授業回数:1回

<目 的>

今日では政策の形成・実施の様々な局面において、国際法と国内法の双方を意識することが必要な場面が増加している。本授業は、海洋に関する法政策上の課題を題材とし、外交関係における国際法の用いられ方及び国際法と国内法政策の連関のあり方を検討することを通じて、国際的な側面を有する問題に対する法的分析・政策立案能力を養成することを目的とする。

<授業内容・方法>

授業前半は海洋に関する国際法及び日本・外国の国内法制のあり方について講義形式で進め、後半は具体的な事案について参加者による討論を交えて進めることを予定している。 討論のなかでは、具体的な問題に即して、国際法と国内法の作用の仕方を分析するとともに、紛争解決のための手続・制度等を踏まえて国際・国内の両平面での法政策のあり方を検討する。 概ね次の通りに進める予定である(取り上げる予定の事例は現在進行中の政策課題を含むため、状況の推移に応じて変更もありうる)。

(授業予定)

- 1. イントロダクション
- 2. 講義(1): 内水・領海・接続水域
- 3. 講義 (2): 公海・深海底
- 4. 講義(3): 大陸棚
- 5. 講義(4): 排他的経済水域(1)
- 6. 講義 (5): 排他的経済水域 (2)
- 7. 講義(6):海洋紛争の処理
- 8. 事例研究(1):日本の海上保安法制
- 9. 事例研究(2):南シナ海問題
- 10. 事例研究(3):ソマリア海賊問題
- 11. 事例研究(4): 東シナ海の資源開発
- 12. 事例研究(5):日本の大陸棚延伸と沖ノ鳥島の法的地位
- 13. 事例研究(6):福島第一原子力発電所事故と海洋環境
- 14. 事例研究(7):海洋科学調査の規制と実施
- 15. 事例研究(8):調査捕鯨問題

<教科書・教材>

資料を適宜配布する。ただし、『国際条約集 2013 年版』(有斐閣) は毎回の授業で参照するので、各自購入の上持参すること。また、授業の初回に詳しい文献リストを配布するが、全般的な参考書として以下のものがある。

- ・山本草二『海洋法』(三省堂、1992年)
- ・山本草二編『海上保安法制―海洋法と国内法の交錯』(三省堂、2009年)
- ・小松一郎『実践国際法』(信山社、2011年)
- ・中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法[第2版]』(有斐閣アルマ、2011年)
- ・『国際関係・安全保障用語辞典』(ミネルヴァ書房、2013年)

<成績評価の方法>

授業への出席状況、討論への貢献度、及び学期末のレポートにより評価する。

授業科目:租税制度論(2単位)

責任教員:澁谷 雅弘 配当学年:M1・2年

開講学期:前期週授業回数:1回

<目 的>

租税制度は、国家の財源調達という目的を持ち、一定の基本原則に基づいて構築される体系である。他方において、様々な政策分野で税制は有効な手段として用いられており、これは政策税制と呼ばれる。この両者について学び、その今日的課題について理解し、租税制度および政策税制の立案、分析、評価等の能力を身につけることが、この授業および後期に開講される「政策税制論」の目的である。これによって、理論的・実務的知識を備えた租税政策全般の専門家を養成する。

この授業においては、政策プロフェッショナル養成という公共政策大学院の目的に則して、立法学・政策学として租税を学習する。租税を直接に担当するのは官庁は財務省、地方税制については総務省であるが、それ以外の省庁が担当する政策分野の多くでも、租税に関する知識は不可欠となっている。また、地方自治体による独自課税の動きがしばしば報道されるように、地方政府による政策立案においても、今日では租税に関する知識が必要とされている。

租税制度を学ぶとは、あるべき租税の原則と、その原則を実現するための仕組みを考えることをいう。この授業はその基礎的な部分を身につけることを目的とする。

<授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度 上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

授業は、次の順序で進める。

- 1. イントロダクション
- 2. 税制の基本原則
- 3. 税制改革
- 4. 租税行政手続
- 5. 個人所得課税1:個人所得課税の全体構造
- 6. 個人所得課税2:課税単位、所得の人的帰属、年度帰属
- 7. 個人所得課税3:各種所得の意義1
- 8. 個人所得課税4:各種所得の意義2
- 9. 個人所得課税5:讓渡所得課税
- 10. 法人所得課税1:法人税の意義
- 11. 法人所得課税2:法人所得の計算

12. 法人所得課税3:法人税の個別問題

13. 消費課税1:消費課税の意義と種類

14. 消費課税2:消費税法

<教科書・教材>

特に指定はしないが、基本書として、『図説日本の税制』(財経詳報社)、中里実ほか編『租税法概説』(有斐閣)、金子宏ほか『税法入門』(有斐閣新書)、岡村忠生ほか『ベーシック税法』(有斐閣アルマ)等を勧める。また、体系書としては、金子宏『租税法』(弘文堂)等がある。

<成績評価の方法>

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

< その他 >

この授業は、後期に開講される「政策税制論」と合わせて受講することを勧める。また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目:政策税制論(2単位)

責任教員: 澁谷 雅弘 配当学年: M1・2年

開講学期:後期

週授業回数:隔週2回

<目 的>

税制は、国家の財源調達の手段であると同時に、今日では様々な政策分野で有効な手段として用いられている。このような政策手段としての租税を政策税制という。この授業は、いくつかの政策分野を対象として、政策税制について学び、その今日的課題について理解することを目的とする。

受講者は、あらかじめ「租税制度論」において、租税の原則とその原則を実現するための仕組みについて学んでいることを前提とする。その上で、この授業においては、租税以外の様々な政策目標を実現するために、税制が手段として用いられていることを学ぶ。そして租税制度と政策税制とのバランス感覚を学ぶことが、「租税制度論」およびこの授業を合わせた最終的な目標となる。

<授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度 および政策税制上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学ん でいく。

授業の進め方は、以下の通りである。

- 1 イントロダクション
- 2-3 租税特別措置総論
- 4 中小企業税制
- 5 事業承継
- 6 金融資産収益課税
- 7 公益法人と税制
- 8 社会保障制度と税制
- 9-11 地方税財政
- 12-13 環境政策と税制
- 14-15 土地税制

<教科書・教材>

別途指示する。税制調査会や各種審議会等の資料等を用いる。

全体的な教材としては、金子宏『租税法』(弘文堂)、『図説日本の税制』(財経詳報社) 等がある。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、中里実ほか編

『租税法概説』(有斐閣)、金子宏ほか『税法入門』(有斐閣新書)、岡村忠生ほか『ベーシック税法』(有斐閣アルマ)を勧める。

<成績評価の方法>

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

<その他>

あらかじめ前期に開講される「租税制度論」を受講しておくことを強く勧める。 また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。 授業科目:グローバル・ガバナンス論(2単位)

責任教員:ラインハルト ドリフテ

配当学年:M1・2年 開講学期:集中講義

<目 的>

The course is to familiarize students with the basic issues of Japan's international relations, including the relations with its main partners, Japan's multilateral foreign policy, and the domestic and institutional foundations of Japan's foreign policy making. The students should obtain an understanding of the parameters, restraints and principles of Japan's international relations, and develop an understanding of Japan's main bilateral relations from Japan's as well as the partner countries' perspective.

<授業内容・方法>

The course will be based on lectures (Power Point Presentation), student presentations and discussions. Students are required to read before each class one item (article, chapter) and to give from time to time an oral presentation of an item on the distributed Required Reading List.

1	1.	Introduction to the seminar
	2.	Explanation of the course, content, aims and objectives; methodology of course What is power? Does Japan have power?
2	1.	Structure, institutions and norms of Japan's international relations I
	2.	Japanese government and non-government structures and institutions relevant for foreign policy
3	1.	Structure, institutions and norms of Japan's international relations II
	2.	Norms and ideas influencing Japan's foreign policy
4	1.	Adapting the Japan-US relationship to the 21th century
	2.	Pre- and post 1989 developments in the economic/political relationship

		Japan-US political-military relationship
5	1.	
	2.	National and regional role of the Japan-US Security Treaty and the treaty`s developments
6	1.	Japan-China: Between competition and rivalry
	2.	Political and economic relationship
7	1.	Japan-China: case illustrations
	2.	Territorial conflicts in the East China Sea; the growing Chinese presence in Japan
8	1.	The Korean Peninsula
	2.	Japan and South Korea: Politics, security, economics
9	1.	Japan and North Korea
	2.	Political relationship in a bilateral and multilateral framework
1 0	1.	Japan and Asian regional integration
	2.	Economic cooperation (FTAs); political cooperation (ARF, ASEAN, ASEAN+, etc)
1 1	1.	Russia, Central Asia
	2.	Relations with Russia, incl. territorial issue;
1 2	1.	Central Asia, Mongolia, Caucasus, Afghanistan
	2.	Economic relations, oil, raw materials, ODA (`Silkroad diplomacy`); Japan`s contribution to the fight against international terrorism

1 3	1.	Japan-EU
	2.	Political & economic relations; from value community to action community?
1 4	1.	From bilateralism to multilateralism? Part I
	2.	Global governance, G8, G20
1 5	1.	From bilateralism to multilateralism? Part II + Conclusions
	2.	UN, UNSC seat

<教科書・教材>

Glenn D. Hook, et. al., Japan's international relations: Politics, economics and security, 3rd edition, London: Routledge 2011,

Reinhard Drifte, China and Japan. Between co-operation and competition, in: Handbook of China's International Relations, ed. by Shaun Breslin (London: Routledge 2010), pp. 138-146

And other up to date book chapters and articles to be distributed (students will be given a detailed list for each session with Required Reading + a print out of Prof Drifte's Power Point Presentation)

<成績評価の方法>

Based on student participation, student presentations

< その他 >

授業科目:経済学理論(4単位)

責任教員:安藤 至大 配当学年:M1・2年

開講学期:後期

週授業回数:隔週4回

<目 的>

この授業では、政策・法律・制度の設計と評価を考える際に必要となるミクロ経済学の 基礎を学ぶ。まず経済学の目的と市場メカニズムの役割について、そしてその限界につい て解説する。続いて政府の果たすべき役割と、適切な規制や介入の手法を考えていく。そ の際にはできるだけ多くの具体例を取り上げたい。講義は、配布した資料と指定した文献 に事前に目を通していることを前提として行う。

<授業内容・方法>

授業では、以下の論点を順に扱う。なお学生の理解度に応じて、内容を適宜変更する可能性がある。

第 1 回:イントロダクション

第 2 回:経済学の目的と使い方,交換の利益と余剰

第 3 回:経済学の十大原理,政府の役割

第 4 回:需要と供給、競争市場、需要曲線

第 5 回:供給曲線,市場均衡

第 6 回:弾力性

第 7 回:完全競争市場における価格規制

第 8 回:完全競争市場における参入規制

第 9 回:消費者余剰と生産者余剰

第10回:競争市場の効率性

第11回:税と補助金

第12回:絶対優位と比較優位,貿易の利益

第13回:消費者の意思決定と企業の生産活動

第14回:政府の役割と規制・介入の手法

第15回:不完全競争:独占と寡占

第16回: 不完全競争への対策

第17回:正の外部性と負の外部性

第18回:外部性への対策

第19回:コースの定理

第20回:公共財の供給

第21回:ゲーム理論の基礎

第22回:司法取引と囚人のジレンマ

第23回:展開形ゲームと後ろ向き推論法

第24回:制度設計:事前と事後の考え方

第25回:情報の非対称性:モラルハザード

第26回:情報の非対称性:逆選択

第27回:情報の非対称性:シグナリング

第28回:講義のまとめと復習

第29回:定期試験

第30回:定期試験の解説と今後のための文献案内

<教科書・教材>

授業は配布資料と教科書・参考書に基づいて行う。準備してもらう教科書については、 第一回目の講義時に指示する。

教科書:

グレゴリー・マンキュー『マンキュー経済学 第2版ミクロ編』東洋経済新報社 安藤至大『ミクロ経済学(仮題)』有斐閣より2013年秋に出版予定(原稿を配布します) 神戸伸輔『入門 ゲーム理論と情報の経済学』日本評論社

参考書:

八田達夫『ミクロ経済学 I』東洋経済新報社 八田達夫『ミクロ経済学 II』東洋経済新報社 伊藤秀史『ひたすら読むエコノミクス』有斐閣

<成績評価の方法>

定期試験の結果(8割)と授業への貢献(2割)の総合評価によって決定する。定期試験は持ち込み不可の筆記試験により行い、原則としては絶対評価で採点する。ただし平均点が低い場合には、全体を引き上げる方向の得点調整を行う可能性がある。

<その他>

- ・経済学の予備知識がない受講生が含まれることを想定した授業内容となる。
- ・政策や制度、法律を考える際に必要となるミクロ経済学を学ぶことが目的となるため、 一般的なミクロ経済学の教科書で扱っているテーマであっても、この講義では扱わない 事項があることに留意されたい。

授業科目:財政学(2単位)

責任教員:只友 景士 配当学年:M1・2年 開講学期:集中講義

<目 的>

本講義では、主に三つの目的を設定している。第一の目的は、大学院レベルの「財政学全般の基礎知識」を身につけ、「財政学的な思考」を修得することである。第二の目的は、財政問題や公共政策に関わる問題意識を涵養することである。第三の目的は、財政学的思考を活かし、具体的な財政問題や公共政策の課題を「考える力(分析力・思考力)」を養成することである。

<授業内容・方法>

財政学は、国家・地方政府などの公共部門の経済活動である「財政」を対象領域とする 学問である。租税を徴収し、様々な公共支出を行っている「財政」活動は、私たちの暮ら しや私たちの社会の存立にとってどのような影響を与えているのか、現代経済や民主主義 社会においてどのような意味があるのか考えていきたい。

この「財政」であるが、「(財政は、)権力体である公共部門の経済活動である」、「(財政は、)市場システムとは異なった行動原理で動いている」、「民主主義国家の財政は、国民によってコントロールされている」といった特徴を持っている。そのため財政学は、経済学の知識や政治学に関わる知識なども必要とする学際的な学問分野である。

本講義では、この多様且つ独特の側面を持った財政を分析するために財政学に関する大学院レベルの基礎知識と財政学的な思考方法の習得をめざし、神野直彦著『改訂版 財政学』(有斐閣)を基本テキストに講義を行う。公務員採用試験などで問われる財政学の基礎知識の習得もすすめるが、試験対策的な講義ではなく、公共政策を考える知的な基礎体力の養成に力点を置く。そのために、財政問題に関わるケース・スタディや重要文献の購読を取り入れ、講義を単なる知識・理論の詰め込みに終わらせず、受講者のこれまで持っていた知識の統合化、いわば知の再編成を図りたい。そうした一連の講義から、少し欲張りかもしれないが、①公共政策に関する問題意識を涵養し、理論的・論理的思考能力を養成すること、②発展的な知識の習得を通じ、社会問題を俯瞰する視野の獲得、③そのような学習を行う「心の習慣」を実装した学習能力を養成することをめざす。

テキストに沿った講義を進めながらも、現代国家の財政現象を「租税国家」「公共財の理論」「人権保障」「財政民主主義」「平等な扱い」「公共性」「公平性」「効率性」「ジェンダー予算」といった視点から眺め直してみたい。我が国の現実の財政問題として、「震災復興財政」、「税と社会保障の一体改革」「財政危機」などホットな話題が進行している。こうした現実(現実の現代国家の編成原理)と理論(テキストブックに展開されている財政理論の背景にある国家像・市民社会像)との比較検討を加えたり、「通俗的な財政問題への理解」と「近代民主主義国家の編成原理の一つとしての財政思想」を比較検討したりと言ったこ

とを行う。そうした思考の往復の中から現代財政学の発展的な理解を進めてゆきたい。そして、受講生諸君が現代の民主主義社会における経済・社会の諸問題に挑む財政学に関心を持つことが出来たならば、この講義は成功である。

なお、例年、本講義に対して公務員試験対策としての期待がなされている現状を考慮して、講義の中でも公務員試験問題も素材として取り扱う。しかし、公務員試験対策としての有効性よりも、「公務員試験で問われる知識や思考法」と「財政問題を考えるために必要となる知識や思考力」の質的な違いなどを楽しんでもらえると幸いである。

<教科書・教材>

教科書:神野直彦『財政学(改訂版)』有斐閣(2007年)

事前学習の入門的参考書:神野直彦『財政のしくみがわかる本』岩波ジュニア新書

『財政学(改訂版)』は、講義中に使用します。いきなり『財政学(改訂版)』を読むと難しいので、受講生の事前学習として、財政学への基礎知識を身につけ、講義や教科書の理解を深めるために、『財政のしくみがわかる本』を入門的参考書として指定します。

<参考書>

■財政学・公共経済学に関わる参考書

スティグリッツ著『スティグリッツ 公共経済学』東洋経済新報社(2003年)

畑農鋭矢・林正義・吉田浩著『財政学をつかむ』有斐閣 (2008 年)

金澤史男編『財政学』有斐閣(2005年)

アリエ・L・ヒルマン著『入門財政・公共政策』勁草書房(2006年)

池上惇『財政学』岩波書店(1990年)

島恭彦『財政学概論』岩波書店 1963 年

■経済学の古典

シュムペーター『租税国家の危機』岩波書店

アダム・スミス『国富論 (全4巻)』岩波文庫 (2001年)

■租税論・財政学を考えるための政治哲学等に関わる参考文献

川本隆史編集『岩波応用倫理学講義 4経済』岩波書店

L・マーフィ/T・ネーゲル著 伊藤恭彦訳『税と正義』名古屋大学出版会

トマス・ネーゲル『コウモリであるとはどういうことか』勁草書房(1989年)

ロナルド・ドゥウォーキン『平等と何か』木鐸社

ジョン・ロールズ著『改訂版 正義論』紀伊國屋書店(2010年)

ジョン・ロールズ著『公正としての正義』木鐸社(1979年)

その他に講義に必要な参考文献は講義中に適宜配布します。

<成績評価の方法>

課題レポート (70 点)、平常点 (30 点)の配点で、総合的に評価を行う。課題レポートは、大学院レベルの財政学に関する基礎知識の習熟度を測るとともに、財政学的思考力を発展的に運用する力を養成するために書いてもらうものである。平常点は、単なる出席点ではなく、ケース・スタディの議論等への貢献度も重視する。

授業科目:地方自治法(2単位)

責任教員:飯島 淳子 配当学年:M1・2年

開講学期:後期

週授業回数:2回(隔週)

<目 的>

地方自治行政の実務に必要であると考えられる、地方自治法の制度と運用のありようを理解する。法制度およびこれを体系化し方向づける法理論を検討したうえで、近時その必要性を強く認識されるようになった政策法務に関して、理論化の可能性をも含め、そのあり方を考えるとともに、個別事例を素材にして、総合的な視野からの思考実験を行う。

<授業内容・方法>

- I 地方自治の法制度・法理論
 - 1 地方自治の基礎理論
 - 2 団体自治論
 - 3 住民自治論
- Ⅱ 自治体政策法務
 - 1 立法法務
 - 2 執行法務
 - 3 評価・争訟法務

質疑応答および討論を交えつつ、担当教員が講義を行うという形式をとる。 履修学生の人数・関心等に応じて、授業内容・方法は変更される可能性がある。

<教科書・教材 >

宇賀克也『地方自治法概説 [第四版]』(有斐閣、2011年) 塩野宏 『行政法Ⅲ [第四版]』(有斐閣、2012年) 北村喜宣・山口道昭・出石稔・礒崎初仁編『自治体政策法務』(有斐閣、2011年)

<成績評価の方法>

平常点およびレポートによる。

< その他 >

授業科目:社会福祉法(2単位)

責任教員:志田 民吉 配当学年:M1・2年

開講学期:前期 週授業回数:1回

<目 的>

社会福祉法を理解する。

<授業内容>

わが国の社会福祉法が規定する社会福祉の実施の方法、体制、サービスの内容を概説しながら、わが国の社会福祉法のあり方を考えてみます。授業は、主に配付プリント(法律の概要、必要な範囲で各種審議会答申、判例、各種記事など)で進める予定ですが、「わが国における広範な社会福祉および介護の現状と動向について、精度の高い最新の統計データと多様な関係資料に基づく編集と内容を収録する『国民の福祉と介護の動向』」(同書のはしがき)を随時、参考にしますので準備してください。

社会福祉は、国民の日々の生活(環境)に係わる領域なので、国民にわかりやすく、日本社会にとって合理的であることも重要です。わが国の法のおおかたが欧米社会に由来することを再確認しながら、大袈裟にならない範囲で、われわれ日本人のための社会福祉法の課題についても考えてみたいと思います。また社会福祉のニーズは生活環境の変化に敏感ですから、新聞報道(主として日経、朝日、読売、福祉の各紙で扱う記事)も随時参考にします。

<教科書>

準教科書扱いの意味合いで、ここに掲げておきます。

「国民の福祉と介護の動向」(2012/2013版)(財)厚生統計協会(全320頁)

<参考文献>

月刊福祉別冊「社会福祉施策関係資料集 1 ~ 31 巻」(現行憲法下の社会福祉法に係わるおおかたの資料を収録しています)

<成績評価の方法>

レポート (3~5回程度を予定、字数は1回1,000字程度)

< その他 >

法律科目履修歴のあるなしに係わらず、受講できる授業を心掛けます。

授業科目:防災法(2単位) disaster prevention law

責任教員:生田 長人 配当学年:M1・2年

開講学期:前期

週授業回数:隔週2回

<目 的>

わが国の防災法制度は、一見すると、災害対策基本法を頂点に、関係諸法が体系的に構成されているように見えるけれども、実際は、災害対策基本法も基本法とは名ばかりのもので、理念規定もなく、当然必要と考えられる制度が欠如していたり、基本構造に欠陥が目立つものと言える。法制全体としてみても、大きな災害に襲われる度に、問題となった部分の解決のための制度が付け加えられる対症療法的・局所的改善に留まり、構造改善は見送られて、現在に至っている。

今回の東日本大震災においても、先送りされてきた問題から生じる影響は極めて顕著な形で表れているが、これまでのところ構造的改善は行われていない。今国会では、この部分についてどのような対応がされるかが焦点となっている。

今年度の講義においては、このような状況を踏まえつつ、現行防災法の直面している問題 のどこを改善する必要があるかを中心に講義を行う。

<授業内容・方法>

講義できる回数が少ないため、制度全般にわたる講義を行えないので、現実に問題となっている点を取りあげて、主として法的視点から、

i どのような考えに立って現行制度が構成されているか

ii 必要な規定が欠落しているため法制度として対応できないために生じている問題点

iii あるべき法制度の姿

等を見ていくこととする。

授業中に、重要論点に関しては、双方向の意見のやり取りを行うことを予定している。

<教科書・教材>

教科書として適切なものは存在しない。

教材は、事前に配布する。

<成績評価の方法>

授業中の質疑応答の評価と期末リポートの評価により採点を行う予定。

< その他 >

特になし。

授業科目:政策体系論 政策実務A 競争政策(2単位)

責任教員:山口 正行 配当学年:M1・2年

開講学期:前期週授業回数:1回

<目 的>

様々な経済規制は、一般的には企業間の競争を歪め又は減殺するおそれがあるものですが、一定の条件下で生じる市場の失敗を補完すべき場面や、一部企業の機会主義的行動から消費者を守るべき場面においては、最小限の経済規制が必要とされることも少なくありません。近年、規制改革が行き過ぎではないかと批判する議論もみられるところ、公正かつ自由な競争を損なわない観点から、望ましい経済規制の設計の考え方はどのようなものかについて、具体的な事例に基づき、考察を深めていくことが第一の目的です。

他方、市場における企業の行動を事後的に律する一般ルールである独占禁止法について も、近年、大きな改正が続いています。違反行為に対する措置体系や審判制度の変更の状況(及び今後の見通し)を概観し、競争法の運用においてどのような問題への対応が求め られているのかについて、理解を深めていくことが第二の目的です。

最終的には、経済規制と競争法の役割分担と、競争法の運用の在り方とを総合して、各位が今後の競争政策を企画していく場合の基本的な考え方の整理に資することを目標とします。

<授業内容・方法>

受講者の人数や関心の範囲等を踏まえて、開講後に適宜変更することもあり得ますが、 現時点では以下のように考えています。

第 1 回~第 4 回:ガイダンス(授業全体の流れ)、近年の経済規制改革並びに独占禁止法 による規制及び同法改正の経緯の概要について教員から講義

第5回~第12回:独占禁止法による規制及び個別の事業法等に基づく経済規制について、 教員から講義をするとともに、学生からも積極的な意見の発言を求め、 可能であれば掘り下げて議論を行います。具体的なテーマは、参加者 の希望も踏まえて検討しますが、例えば以下のようなものを考えてい ます。

- 電力産業規制
- 労働者派遣規制
- タクシーの地域参入制限規制
- 医薬品の通信販売規制
- 訪問販売·不招請勧誘規制

- 私的独占規制 (JASRAC事件等)
- 優越的地位の濫用行為規制(セブンイレブン事件等)
- 企業結合規制 (新日鉄住金合併事案等)
- 知的財産分野への規制 (マイクロソフトNAP事件等)
- 第13回~第15回:近年の独占禁止法改正(廃案となった改正法案を含む)の内容について、教員から講義した上で、学生に対して質問を行い、可能であれば参加者全員で議論を行います。主要なテーマは、現時点では以下のようなものを考えています。
 - 犯則調査権限の導入
 - 課徴金減免制度の導入・拡充
 - 課徴金対象行為類型の拡大(排除型私的独占、優越的地位の濫用、 不当廉売、再販売価格維持行為等)
 - 審判制度の変遷(事前審判から事後審判、審判廃止の議論)

<教科書・教材>

資料を随時配布します。

参考図書は、追って授業で紹介します。

<成績評価の方法>

出席状況(4割)、質疑・議論への参加状況(3割)、期末レポート(3割)から判断します。

< その他 >

授業科目:地方自治政策体系論(2単位)

責任教員: 宍戸 邦久 配当学年: M1・2年

開講学期:前期週授業回数:1回

<目 的>

我が国が、これまで、中央集権システムのもと、成長と拡大を基調とする政策により福祉国家の実現へと邁進していた時代から、少子高齢化の進展とともに成熟社会へと転換する中で、地方自治の分野ではどのような政策が展開されているのかを理解する。

特に、地方分権、市町村合併、税財源移譲、震災復興、財政規律、地域活性化など、最近の制度改正や主要な課題を採り上げ、地方自治をめぐる主な論点を理解する。

このことにより、今後のあるべき地方自治の姿を考える上で必要となる基礎知識の習得 と思考力の養成を目的とする。

<授業内容・方法>

以下のように予定しているが、内容や順序は変更する場合がある。また、講義を中心に 行うが、適宜、授業中に学生に質問を行ったり、意見を求めたりする予定である。

- 1 はじめに
- 2 自治体の仕組み
- 3 議会と首長
- 4 地方分権と自治体の役割①
- 5 地方分権と自治体の役割②
- 6 市町村合併
- 7 道州制
- 8 地方税財源①
- 9 地方税財源②
- 10 地方税財源③
- 11 地方税財源をめぐる諸課題
- 12 財政規律とモラルハザード
- 13 国土計画と地域の活性化
- 14 これからの地方公務員に求められるもの

<教科書・教材>

授業の進捗度合に応じて、講義資料(レジュメ、参考資料)を配付する。

参考図書は、以下に掲げるもののほか、適宜授業で紹介する。

- ・礒崎初仁・金井利之・伊藤正次『ホーンブック地方自治「改訂版]』北樹出版、2011年
- ・西尾勝『地方分権改革』東京大学出版会、2007年
- ・小西砂千夫『基本から学ぶ地方財政』学陽書房、2009年

<成績評価の方法>

期末筆記試験によって評価を行うが、授業への参加状況(出席や授業中における発言、 質問)を考慮する。

< その他 >

担当教員は総務省出身の実務家教員であり、総務省や地方公務員への就職希望者には、必要に応じて助言などを行うので、相談されたい。

授業科目:外交体系論(2単位)

担当教員:柳 淳

配当学年:M1・2年

開講学期:前期

週授業回数:隔週2回(月4・5)

<目 的>

グローバリゼーションとボーダレス化が進んだ今日、皆さんは、将来どんな分野や職業 に進んでも国際社会との関係に晒されるでしょう。皆さんが国際社会で生きていく覚悟を 持つ「きっかけ」にしたいと思います。

将来様々な分野で応用可能な、合理的で戦略的な思考と行動のプロセス、「国際社会で生きていく智恵と指針」のヒントを掴んで下さい。日本語・英語のメディアで国際情勢をフォローする習慣もつけましょう。

「自分が学生時代に受けたかった授業」を目指します。

<授業内容>

外交の現場を再現しつつ、理論と実践の橋渡しをします。

初回に全体構成を示します。外交の本質と国益から始めます。そして、①「自分を知る」 (歴史と地政学)、②目的(国益)を定める、③「相手を知る」(インテリジェンス)、④行動方針を決定する(課題設定、政策立案)、④実施する(外交交渉・調整能力)の順番で進めます。平行して、またはその後に、時々の具体的な外交問題を素材に議論します。最後に、今後の日本の進むべき道、そのための外交のあり方を皆さんの役割を一緒に考えます。

<教科書・教材>

テキストを執筆中ですが間に合いません。レジメなどを配布します。

<成績評価の方法>

出席と「思考・対話・議論」を重ねて知的刺激を与え合うことを重視します。最後に、 授業を踏まえ、簡単なレポートを提出してもらいます。

< その他 >

WS1の国際関係を受講する学生は必修です。他の1年次学生も、必修に近い科目として全員履修することを強く勧めます。24年度にWS1が多忙で本科目を受講できなかった2年次学生の履修も歓迎します。

昨年8月末まで外務省西欧課長で2年間の予定で出向中です。それ以前は、海外では英(Oxford

大)、ナイジェリア、豪、露、加などに勤務していました。国際関係や国家公務員の仕事に 関心がある学生の相談に応じます。 授業科目:租税法原論(2単位)

責任教員: 澁谷 雅弘 配当学年: M1・2年

開講学期:後期週授業回数:1回

<目 的>

授業題目:日本の税制に関する議論

授業の目的と概要:この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、 近年の日本において税制改革に関してどのような論点が問題となっているかを知り、その 論点を巡って議論を深めることにより、税制に関する正確な知識、理論的な批判能力、政 策立案能力等を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って 対話・討論を行うことにより進める。

学習の到達目標:

- 1. 日本の税制の現状について、正確な知識を得る。
- 2. 租税制度の沿革や立法過程の調査を行う能力を得る。
- 3. 税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

<授業内容・方法>

主に最近の租税法論文等を用いて、日本の税制に関する各論点について報告担当者を決め議論をする。但し、参加者の関心分野によっては変更もありうる。

<教科書・教材>

教材は別途指示する。

参考書としては、金子宏『租税法』(弘文堂)、水野忠恒『租税法』(有斐閣)、『図説日本の税制』(財経詳報社)等を勧める。

<成績評価の方法>

成績評価方法:レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、 問題発見能力、議論への参加等を重視する。 授業科目:都市環境政策論演習(4単位)

責任教員:島田 明夫 配当学年:M1・2年

開講学期:通年週授業回数:1回

<目 的>

少子高齢化の進展、人口減社会への突入など多くの社会変革の中で我が国の都市は多くの問題に直面しているが、なかでも成長型の都市構造から成熟型の都市構造への転換が求められている。

21世紀は「環境の世紀」であるといわれており、地球環境問題の出現を重要な契機として環境問題への関心が飛躍的に高まり、それに伴って環境政策への期待が大きくなってきている。また、東日本大震災による福島原発事故を契機として、特に放射性物質に対するリスクが強く認識されるに至っている。

本演習では、都市環境政策に対するニーズの高度化に対応して、学際的な研究分野である「法と経済学」の方法論を使って、都市環境政策の経済分析などを試みる。

本演習においては、講義形式も交えながら、都市法、環境法を中心として、経済学、社会学、都市工学等様々な分野の知見を活用して、都市環境の整備に関する理論と実践を学ぶことで現在の都市が直面している課題とその解決策を考える。

<授業内容・方法>

都市環境政策について、多角的で学際的な分析手法を体系的・実践的に習得し、政策の優劣を判断して政策の必要性や根拠を説明するノウハウや予防法を含めた実践的な法技術等を身につけることを目標として演習を行う。

初回はガイダンスを行い、取り上げるテーマや演習の詳細について説明するので、参加 希望者は必ず出席すること。

その後は、授業形式と演習形式を併用してすすめる。演習形式においては、参加者がレジュメ又はパワーポイントを基に報告を行い、その報告を基に参加者全員で質疑・討論を行う。

前期では、主として以下の事項を取り上げる。

- I 都市環境政策の推移
- Ⅱ 都市環境政策の基本理念と原則
- Ⅲ 環境法の概要
- IV 都市法の概要
- V 都市環境に係る経済学の基本
- VI 都市環境に係る法と経済学の基本

後期では、主として以下の事項を取り上げる。

VII 都市環境政策の評価基準

- VⅢ 都市環境分析の枠組み
- IX 都市環境の費用便益分析
- X 都市環境政策の手法の比較検討 都市環境政策手法の選択とポリシーミックス 地球環境問題への対応

<教科書・教材>

教科書は特に用いない。必要に応じて資料を配布する。 参考書は適宜紹介する。

<成績評価の方法>

通常時における質疑・討論等演習への積極性を最重視する。その他、報告や発言の内容、 出席状況等を総合的に評価する。

< その他 >

片平キャンパスにおいて、研究大学院との合同で行う。 参加者は、10名程度を予定している。 授業科目:法と経済学(2単位)

責任教員:森田 果 配当学年:M1・2年

開講学期:前期 週授業回数:1回

<目 的>

この授業の目的は、法の経済分析(法と経済学)に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌いがあるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのか(しないのか)について、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

<授業内容・方法>

この授業では、関連する分野ごとに、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、有益なトピックを選んで解説していく。

各回の内容は、以下の予定である(ただし、出席者の理解度等に応じて適宜変更される可能性がある):

第 1 回:法と経済学入門

第2回:刑法の経済分析1

第3回:刑法の経済分析2

第 4 回: 不法行為の経済分析 1

第 5 回:不法行為の経済分析 2

第6回:所有権法の経済分析

第7回:契約法の経済分析1

第8回:契約法の経済分析2

第9回:家族法の経済分析1

第10回:家族法の経済分析2

第11回:会社法の経済分析1

第12回:会社法の経済分析2

第13回:会社法の経済分析3

第14回:法と経済学のこれから(実証分析、行動経済学)

第15回:take home exam

<参考書>

スティーブン・シャベル『法と経済学』(2010、日本経済新聞社) 三輪=柳川=神田『会社法の経済学』(1998、東大出版会) レビット=ダブナー『ヤバい経済学』(増補改訂版、2007、東洋経済新報社) その他、担当教員が適宜参考文献を指定することがある。

<成績評価の方法>

期末試験 (take home exam・80%)、及び、授業への貢献度 (20%) による。期末レポートにおいては、半期の授業を通じて、どれだけ「経済学的に自分で考えられるようになったか」が問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので、注意すること。

< その他 >

各回で扱う分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

授業科目:環境法 (2単位)

責任教員:大塚 直配当学年:M1・2年開講学期:集中講義

<目 的>

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

<授業内容・方法>

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題:理念・原則・手法と、個々の環境法の 諸問題との連関について扱う。

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法(第3版)(有斐閣,2010)を通読の上、参加すること。

- 第 1 回 環境法の理念・原則(1)
- 第2回 環境法の理念・原則(2)
- 第3回 環境政策の手法
- 第 4 回 環境訴訟全般
- 第5回 民事訴訟と行政訴訟(1)
- 第6回 民事訴訟と行政訴訟(2)
- 第7回 民事訴訟と行政訴訟(3)
- 第8回 民事賠償訴訟(1)一過失、権利侵害・違法性・受忍限度、環境権
- 第9回 民事賠償訴訟(2)—因果関係、損害・賠償範囲、共同不法行為
- 第10回 民事差止訴訟(1)
- 第11回 民事差止訴訟(2)
- 第12回 民事差止訴訟(3)、リスク訴訟
- 第13回 土壤汚染訴訟、廃棄物訴訟(1)
- 第14回 廃棄物訴訟(2)
- 第15回 廃棄物訴訟(3)その他

<教科書・教材>

【教科書】

大塚直「環境法 Basic」(有斐閣 ·2013)

環境法判例百選

(以下、参考文献、参考書)

大塚直「環境法(第3版)」(有斐閣,2010)

大塚直「(連載)環境法の新展開」法学教室 283 号以下 (2004年4月号~)

大塚直=北村喜宣編・環境法ケースブック (第2版) (有斐閣・2009)

北村喜宣・環境法(弘文堂・2011)

大塚直=北村喜宣編・環境法学の挑戦(日本評論社,2002)

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題(法律文化社,2002)

畠山武道=大塚直=北村喜宣・環境法入門 (第3版) (日本経済新聞社,2007) など 環境法の判例については追加するので、掲示に注意されたい。

<成績評価の方法>

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する(期末試験又はレポート 60 %、平常点 40 %)。

授業科目:実務労働法 (2単位)

責任教員:桑村 裕美子 配当学年:M1・2年

開講学期:前期週授業回数:1回

<目 的>

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、以下を予定している。

- 労働法総論
 - 1 イントロダクション、労働法上の「労働者」
 - 2 労働法上の「使用者」
 - 3 労働法規・労働契約
 - 4 就業規則(1)
 - 5 就業規則(2)
 - 6 労働協約
- 雇用関係法
 - 7 労働者の人権-労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
 - 8 雇用差別-労基法3条・4条、男女雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別な ど
 - 9 労働関係の成立-募集、採用、内定、試用など
 - 10 賃金
 - 11 労働時間
 - 12 休暇·休業
 - 13 安全衛生・労働災害
 - 14 人事-昇進・昇格、降格、配転、出向、転籍、休職など

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック(下記<教科書・教材>①)の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』(有斐閣、2011)、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第4版〕』(有斐閣、2012年)を指定する。

参考書として、③菅野和夫『労働法 [第 10 版]』(弘文堂、2012 年)、④水町勇一郎・緒 方桂子編『事例演習労働法 [第 2 版]』(有斐閣、2011)を挙げておく。なお、初めて労働法 を学ぶ場合は、⑤水町勇一郎『労働法入門』(岩波書店 [岩波新書]、2011)を開講までに読 んでおくとよい。

<成績評価の方法>

期末試験 (論述式) 9割、平常点 (授業中の発言及び出席の状況) 1割で評価する。

< その他 >

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目:実務労働法 (2単位)

責任教員:桑村 裕美子 配当学年:M1・2年

開講学期:後期週授業回数:1回

<目 的>

雇用関係法(後半部分)、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- 雇用関係法
 - 1 イントロダクション、企業秩序・懲戒(1)/2 企業秩序・懲戒(2)/
 - 3 労働関係の終了1一解雇/4 労働関係の終了2一辞職、合意解約、定年、雇止 めなど
- 労使関係法
 - 5 労働組合と団体交渉/6 団体行動/7 不当労働行為/8 労働紛争の処理
- ・労働法の新領域
 - 9 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
 - 10 知的財産と労働関係―企業秘密、競業避止など
 - 11 労働市場と法規制―人材ビジネス業の規制、雇用政策など
- 総合的考察
 - 12 労働条件の変更 / 13 企業組織再編と労働関係/ 14 使用者の権限と労働者の 権利保護

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック(下記<教科書・教材>①)の設問の検討を中心に行う。総合的考察では、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』(有斐閣、2011)、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第4版〕』(有斐閣、2012年)を指定する。

参考書として、③菅野和夫『労働法〔第10版〕』(弘文堂、2012年) ④水町勇一郎・緒方 桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』(有斐閣、2011) を挙げておく。なお、初めて労働法を 学ぶ場合は、⑤水町勇一郎『労働法入門』(岩波書店 [岩波新書]、2011)を開講までに読んでおくとよい。

<成績評価の方法>

期末試験(論述式)9割、平常点(授業中の発言及び出席の状況)1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目:社会保障法(2単位)

責任教員:嵩 さやか 配当学年:M1・2年

開講学期:前期 调授業回数:1回

<目 的>

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題も取り上げることにより、これらの科目の基礎的知識の確認を行うことをも目的とする。

<授業内容・方法>

- 1. 授業内容: 本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題について検討する。
- 2. 教育方法:制度の概要については講義でも解説するが、参考書などを利用してあらか じめ理解しておくことが望ましい。法律問題の検討については、あらかじめ指定した資料 (主に、『社会保障判例百選 [第 4 版]』(有斐閣、2008 年)に掲載されている裁判例)を予 習してきたことを前提に授業を進める。

制度の概要と法的問題についての基本的理解を確認するため、適宜質疑応答を行う。

3. 予定

第1回 ガイダンス

第2~4回 年金一公的年金制度の概要と法的問題、企業年金制度の概要

第5~7回 医療-公的医療制度の概要と法的問題

第8回 労働保険-労災保険・雇用保険の概要

第 9 \sim 11 回 社会福祉 \sim 社会福祉の概要(介護保険、障害者福祉、児童福祉など)と法的問題

第12~14回 生活保護-生活保護制度の概要と法的問題

第15回 試験

なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

<教科書・教材>

1. 教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第4版〕』(有斐閣、2008年)
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法、あるいは、『社会保障法令便覧』(労働調査 会出版局)

2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第4版〕』(有斐閣、2009年) 西村健一郎『社会保障法入門〔補訂版〕』(有斐閣、2010年) 西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、2003年) 岩村正彦『社会保障法 I 』(弘文堂、2001年)

<成績評価の方法>

期末試験 (90%) 及び平常点 (10%) により評価する。

< その他 >

授業科目:経済法 (2単位)

責任教員:滝澤 紗矢子 配当学年:M1・2年

開講学期:集中

<目 的>

日本における競争政策と規制の概要を知るため、独占禁止法の基本的思考方法を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて判審決・ガイドライン等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、具体的事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力及び専門用語を駆使した討論能力を養成することも目指す。

<授業内容・方法>

1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎的部分を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連判審 決・ガイドライン等の原資料を検討・分析する。

2 方法

前半は比較的講義が中心となる。徐々に具体的事案について受講者と質疑応答を行っていく。

3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。

(最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。)

(1) 弊害要件総論

- ① 市場
- ② 反競争性
- ③ 正当化理由
- (2) 各違反類型
 - ① 不当な取引制限
 - ② 不公正な取引方法
 - ③ 私的独占

<教科書>

白石忠志『独禁法講義(第6版)』(有斐閣)

<教 材>

配布資料

<参考書>

白石忠志『独占禁止法 (第3版)』(有斐閣) 金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法 (第3版)』(弘文堂) 川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法 (第3版)』(有斐閣) 白石忠志『独禁法事例の勘所 (第2版)』(有斐閣)

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験による。

< その他 >

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

授業科目:経済法 (2単位)

責任教員:滝澤 紗矢子 配当学年:M1・2年

開講学期:後期 调授業回数:1回

<目 的>

経済法Iの既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

<授業内容・方法>

1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて判審決・ガイドライン等の原資料を読み、事例研究を行う。問題となる具体の実務的論点について、現実にどのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。これによって、独禁法全体の基本構造を習得し、かつ応用問題にも対応する力を習得することを目的とする。

2 方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

3 予定

(最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。)

- (1) 独禁法違反要件の応用
 - ① 事業者団体規制
 - ② 企業結合規制
 - ③ 例外的な違反類型
 - ④ 適用除外
 - ⑤ 応用的諸問題
- (2) 独禁法のエンフォースメント
 - ① 公取委による事件処理
 - ② 刑罰
 - ③ 民事訴訟

<教科書>

白石忠志『独禁法講義(第6版)』

<教 材>

配布資料

<参考書>

白石忠志『独占禁止法 (第3版)』(有斐閣) 金井・川濱・泉水編『独占禁止法 (第3版)』(弘文堂) 根岸編『注釈独占禁止法 (第3版)』(有斐閣) 白石忠志『独禁法事例の勘所 (第2版)』(有斐閣)

<成績評価の方法>

主として、期末に行う筆記試験による。筆記試験の比重は成績全体の90%とし、出席 点・授業に対する貢献度等を±10%の範囲で参酌する。

< その他 >

この講義の受講を希望する者は、「経済法Ⅰ」を必ず受講しておくこと。

授業科目:金融法(2単位)

責任教員:本多 正樹配当学年:M1・2年開講学期:集中講義

<目 的>

この授業では、金融(制度)に関する法的枠組みの全体像を理解するとともに、通常の 民商法の講義ではカバーされない金融取引法についての基本的な知識を得ることを目的と する。

<授業内容・方法>

基本的に講義形式によるが、担当教員から受講者に対し質問が投げかけられることはありうる。

受講者は、あらかじめレジュメに目を通し、場合によっては指定された参考文献の該当部分をや資料を読んだうえで、授業に参加することが望ましい。

内容としては以下を予定している。ただし、受講者の関心や授業の進行状況によって、 順序、内容に変更がありうる。

- 1. 金融と金融法
- 2. 金融機関と金融制度
- 3. 金融規制とプルーデンス政策
 - (1) 金融規制の目的等
 - (2) 自金融機関の参入規制・業務範囲規制、金融機関のグループ化
 - (3) 自己資本比率規制等
- 4. 各種の支払方法と決済システム
 - (1) 預金取引と資金決済
 - (2) 各種の支払方法 (クレジット、電子マネー等)
 - (3) 決済システム・為替概念
- 5. 資金の運用・調達に関する諸問題
 - (1) 貸出等
 - (2) 証券売買取引とレポ取引
 - (3) 証券化、デリバティブ取引等

<教科書・教材>

授業ではレジュメを配布する予定。

参考書:天谷知子『金融機能と金融規制』(金融財政事情研究会)

大垣尚司『金融と法』(有斐閣)

小塚荘一郎・森田果『支払決済法』(商事法務)

川口恭弘『現代の金融機関と法』第3版(中央経済社)ほか、適宜、

紹介する。

<成績評価の方法>

レポート(概ね80%)および平常点(授業における発言等、概ね20%)により評価する。

< その他 >

担当教員の略歴 日本銀行、京都大学法学研究科(実務家教員)を経て東京国際大学 平成26年度は開講しない(隔年開講科目)。 授業科目:トランスナショナル情報法(2単位)

責任教員:金谷 吉成、芹澤 英明、早川 眞一郎

配当学年:M1・2年

開講学期:後期 调授業回数:1回

<目 的>

この授業は、インターネットをはじめとする情報通信技術の進展により新たに生じてきた法的諸問題について基礎的な素養を習得することに加えて、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材として、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的とする。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我が国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

<授業内容・方法>

授業の第1部では、情報法の基本問題についてテーマを定めて講義を行うとともに、情報法の理論について検討を加える。第2部では、国際的な情報法政策問題について考察を深める。学生は、あらかじめ指定された教材と基本判例(日本、アメリカ、EU諸国等)を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。

第1部 情報法の理論、情報法の基本問題

- 1. はじめに:サイバースペース上の情報法規制
- 2. 表現の自由と青少年の保護
- 3. 表現の自由とプライバシー、個人情報の保護
- 4. 名誉毀損
- 5. プロバイダの責任
- 6. 電子署名・認証制度と電子公証制度
- 7. 電子商取引(ネットワーク上の契約問題、電子決済、電子マネー、電子記録債権)
- 8. 情報ライセンス法(知的財産、ライセンス契約)
- 9. 電子メールの法律問題 (プライバシー保護、迷惑メール等)
- 10. サイバー犯罪(わいせつ、コンピュータ・ウイルス、不正アクセス規制)
- 11. 情報セキュリティと法

第2部 トランスナショナル情報法の課題

- 12. 国際的な民事事件の解決枠組
- 13. 国際的知的財産権紛争(裁判管轄及び準拠法選択)

- 14. 国際的知的財産権をめぐる国際協調
- 15. 情報法の理論: 最終レポート課題の出題

<教科書・教材>

高橋和之,松井茂記,鈴木秀美編『インターネットと法』(有斐閣,第4版,2010年) 堀部政男,長谷部恭男編『メディア判例百選』(有斐閣,別冊ジュリスト179号,2005年)

その他、必要な文献・資料・Web サイト等については、講義の中で適宜紹介する。

<成績評価の方法>

期末に行われる最終課題 (レポート試験) の成績 (100%) によって評価する。

授業科目:ジェンダーと法演習(2単位)

責任教員:小島 妙子、糠塚 康江

配当学年:M1・2年

開講学期:前期 调授業回数:调1回

<目 的>

現代社会は男女平等な権利を保障する制度を達成したが、他方では、歴史的・社会的に 形成された「ジェンダー」により、女性は身体・社会関係・政治参加等で、差別/排除の 対象となってきた。人間-男性を社会的標準とし、女性を「男-人間」の下位、もしくは 例外カテゴリーとして位置づける見方は、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学 説、法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する。

本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティヴな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

<授業内容・方法>

本演習では、前半(糠塚担当)でジェンダーの理論的問題に関するトピックの検討を行い、後半(小島担当)で家族・身体領域における下記の判例を素材に判例研究を行う。受講者の中から担当者を決め報告をしてもらい、受講者間、受講者と教員間で法的議論を行うことで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

- 1 総論:フェミニズム・ジェンダーと法
- 2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約
- 3 日本の男女平等政策と日本の現況(女性差別撤廃委員会による日本政府に対する勧告)
- 4 普遍主義 vs. 差異主義 (法の想定する人間像)
- 5 公私二元論
- 6.7 平等原則と性差別禁止、ポジティヴ・アクション
- 8 司法におけるジェンダー・バイアス――法制度上の問題
- 9 セクシュアルハラスメントー福岡セクハラ事件(福岡地裁平成4年4月16日判決)
- 10 DVと破綻主義(東京地裁平成10年1月30日判決)
- 11 桶川女子大生刺殺事件国賠訴訟(東京高裁平成17年1月26日判決)
- 12 外貌の醜状障害について障害等級の男女差(京都地裁平成22年5月27日判決)
- 13 婚外子の相続分差別(最高裁平成7年7月5日大法廷決定)
- 14 国籍法違憲大法廷判決(最高裁平成20年6月4日大法廷判決)
- 15 まとめ ジェンダー法学の可能性

<教科書・教材>

テーマに関連する文献、対象判例等は適宜配付する。

<参考書等>

小島妙子『離婚実務と家事事件手続法』民事法研究会 (2013 年)、ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法 $I \sim IV$ 』日本加除出版 (2012 年)、辻村みよ子編『ジェンダー社会 科学の可能性第 1 巻かけがえのない個から』岩波書店 (2011 年)、辻村みよ子著『ジェンダーと法 (第 2 版)』不磨書房 (2010 年)

辻村みよ子『憲法とジェンダー』有斐閣 (2009 年)、小島妙子・水谷英夫『ジェンダーと 法 I 』信山社 (2004 年)

<成績評価の方法>

期末試験 (レポート) (60 %) 及び平常点 (報告・討論参加状況) (40 %) により評価する。

< その他 >

授業科目:国際関係論演習 (4単位)

担当教員:戸澤 英典 配当学年:M1・2年

開講学期:通年

週授業回数:隔週2回

<目 的>

この演習では、現代の国際社会で発生する事象や問題に対する分析能力の涵養を目指して、国際関係論の重要トピックに関する文献・資料を読みすすめる。今年度は、地域主義(地域統合)を全体テーマとする。

<授業内容・方法>

東西冷戦終焉から既に 20 年以上の時が過ぎたが、ポスト冷戦後の世界秩序は今なお形成途上にあるかのようである。2000 年代のある時期には、ポスト国民国家時代の新しい世界秩序のあり方として、地域主義(地域統合)への自発的な動きが見られ、かつ国内外の諸問題を解決するための有力な処方箋として推進されていた。しかし、近年では、そうした傾向には急速なブレーキがかかった観がある。2009 年末のギリシャの国債危機に始まった混乱はユーロ・EU の実存的危機へと深化し、現在では欧州債務危機は何度目かの小康状態にあるものの、ヨーロッパ統合の将来には悲観的な見方が強い。また、2005 年頃には華々しく取り上げられていた「東アジア共同体」論議は、関係国間での領土問題などが大きく影響し、すっかり下火になっている。他方、ナショナリズムが世界各地で高まり、主権国家の役割が再強化/再認識される事象も頻発している。

では、地域主義(地域統合)は、ポスト冷戦後の新秩序形成期に咲いた徒花であったのだろうか? グローバル化の進展によって国際政治の構造変容が進む中で、地域主義の影響や有意性は何らかの形で継続しているのではないだろうか?

こうした問いに基づく本演習では、受講者は全員で基礎的な日本語文献・外国語文献を講読した後に $2\sim3$ 名で1グループを作り、各グループが担当する地域や政策分野を選び、順に報告を行う。

各回のテーマは次の通り。但し、受講者の関心を聴取した上で、変更があり得る。

- 1. イントロダクション
- 2. 地域主義(地域統合)の概観
- 3. ~ 5. 基礎文献講読(日本語)
- 6. ~ 8. 基礎文献講読(英語)
- 9. ~ 14. 各グループの報告
- 15. 総括的討論

<教科書・教材>

全員で講読する文献および各トピック別の参考文献については開講時に指定する。

<成績評価の方法>

授業中の報告および学期末のレポート(ゼミ論文)で評価。

< その他 >

参加希望者は初回の授業時に説明会を行うので必ず出席すること。なお、体力に(のみ) 自信のある学部生も歓迎するので積極的に応募されたい。大学院演習と合併。 授業科目:西洋政治思想史演習(4単位)

責任教員:犬塚 元 配当学年:M1・2年

開講学期:通年

週授業回数:2回(隔週)

<目 的>

前期は、リベラリズム批判、多文化主義、あるいはその宗教論で知られてきたチャールズ・テイラーの著作を、以下の順で輪読する。

『「ほんもの」という倫理: 近代とその不安』2004、原著1991

『今日の宗教の諸相』2009、原著2002

『近代: 想像された社会の系譜』2011、原著2004

『自我の源泉: 近代的アイデンティティの形成』2010、原著1989

日本語版を中心にして、必要に応じて英語版を参照するかたちとする。テイラーについては、日本語に限っても、翻訳としてそのほか『ヘーゲルと近代社会』や『マルチカルチュラリズム』、研究書として高田宏史『世俗と宗教のあいだ―チャールズ・テイラーの政治理論』、中野剛充『テイラーのコミュニタリアニズム』 があるので適宜参考にされたい。後期は、近現代の英米政治思想史に関連する文献講読を行う。文献は追って掲示で案内する。(内容は変更がありうるので、開講時期前の掲示に注意すること。)

<授業内容・方法>

各回を、担当者の報告、コメント、ディスカッションの順で構成する。参加者は、各回の参加と予習、および積極的なコミットメントが絶対的に必要である。時間枠を越えて延長する可能性がある。川内での開講である。

<教科書・教材>

文献は各自で用意して持参すること。

<成績評価の方法>

平常点

< その他 >

本演習は、西洋の思想史や哲学史について一定の前提知識が必要である。そのため、参加希望者は、開講日一週間前までに担当者にメールにて連絡する必要がある。

授業科目:ヨーロッパ政治史演習(4単位)

責任教員:平田 武 配当学年:M1・2年

開講学期:通年

週授業回数:隔週2回

<目 的>

英語で書かれた社会科学文献を購読して、その内容を咀嚼した上で、学問的・批判的に 討論する能力を身につけること。

<授業内容・方法>

権力のイデオロギー的・経済的・軍事的・政治的源泉を区別し、それに応じて社会ネットワークが異なる形を取ることから、時代毎に異なる優位を示す権力源泉の組合せによって、世界の歴史を多形的な社会変容として描く著者によるマクロヒストリーの後半二巻が刊行されたことから、これを題材として、20世紀現代史を考察する。

第三巻は20世紀前半の世界史を、資本主義経済の隆盛、国民国家体系の普及、帝国の興亡と角逐を主軸に、二度にわたる世界戦争と、革命、恐慌といったエピソードを挟みながら描いていく。戦後史を扱った第四巻に読み進んだ場合には、資本主義経済の展開、国民国家体系の普及と、アメリカ帝国の展開が主軸となる。

著者は社会学者であり、独自の概念を多用するため、参加者は予め彼の概念の使用法に慣れておくことが必要となる。そこで、既に翻訳の出ている同書第一巻の第一章は(第三巻冒頭で繰り返されるが)必ず事前に読んでおくこと、また、できれば第一巻の残りの章と第二巻も(残念ながら、余り良い翻訳とは言い難いのだが)本演習と並行して読んでおくことが望ましい(マイケル・マン『ソーシャル・パワー:社会的な〈カ〉の世界歴史 I — 一先史からョーロッパ文明の形成へ』NTT 出版、2002 年、同『ソーシャル・パワー:社会的な〈カ〉の世界歴史 I — 一階級と国民国家の「長い 19 世紀」』上・下 NTT 出版、2005 年)。

演習は、毎回教材のうちの $40 \sim 80$ 頁 (参加者の人数等を勘案してペース配分を決める) ほどを担当者にレジュメ (B4 二枚~三枚程度) を作成して報告してもらい、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも 1 回は報告を担当してもらうことになる。原著は各 500 頁が二巻の大著であり、参加者には毎回相当量の英文を読み進めていく根気が必要となる。

<教科書・教材>

Michael Mann, The Sources of Social Power, Volume 3: Global Empires and Revolution, 1890-1945 (Cambridge: Cambridge University Press, 2012).

Michael Mann, The Sources of Social Power, Volume 4: Globalizations, 1945-2011 (Cambridge: Cambridge University Press, 2013).

教材はこちらで用意する。参考文献は、演習の中で適宜紹介する。

<成績評価の方法>

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

< その他 >

川内キャンパスで開講する。参加希望者は開講日の説明会(追って掲示する)に出席すること。研究大学院演習と合併。

授業科目: インターンシップA ・ 、B(1~2単位)

配当学年:M1・2年

<目 的>

この科目は、学生が公共的な職場又は職種に一定期間出向き、実務の現場に触れることを通じて、公共政策に関する実務能力の向上をめざすものです。

<授業内容・方法>

インターンシップAI・II、Bに関しては、事前に説明会を行いますので、その実習を希望する学生は、必ず参加して下さい。単位認定の対象となるインターンシップについても、説明会で指示します。

インターンシップ $AI \cdot II$ 、Bの実習を行う学生は、事前に派遣先の定める規則、及びインターンシップ担当委員会の指示に従う旨の誓約書を提出しなければなりません。また、実習の終了後、インターンシップ担当委員会が指示する期日までに、研修報告書を提出しなければなりません。

なお、インターンシップ担当委員会は、実習の終了後、派遣先の責任者に対し、学生の 研修内容等に関する評価書の提出を求めることがあります。

<成績評価の方法>

成績評価は、研修報告書、評価書等の資料に基づいて、合否により判定します。合格の判定をしたときは、実習の期間が 2 週間以上である場合には 2 単位 (インターンシップ B) を、それ未満である場合には 1 単位 $(インターンシップ A I \cdot II)$ を認定します。

< その他 >

インターンシップAI・II、Bは、合計して2単位までしか履修することができません。

授業科目:比較政治学演習 (2単位)

責任教員:横田 正顕 配当学年:M1・2年

開講学期:前期週授業回数:1回

<目 的>

本演習では、冷戦後に進展した 20 世紀ヨーロッパ国際関係史の代表的研究を通読することにより、今日的な観点から見た冷戦期ヨーロッパの政治について考察する。

<授業内容・方法>

授業はいわゆる演習形式に沿って行う。まず、以下に示した主テキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

<教科書・教材>

- ①トニー・ジャット『ヨーロッパ戦後史』(上・下)みすず書房・2008年
- ②ゲア・ルンデスタッド『ヨーロッパの統合とアメリカの戦略』NTT 出版・2005 年

他にも、参加者の興味や参加者数などに応じて、雑誌論文等も追加的に取り上げる場合がある。

<成績評価の方法>

当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

< その他 >

この授業は研究大学院との合同で行う。比較政治学演習 I と II は独立の科目であるが、 内容的には連続しているので、両方履修することが望ましい。レギュラーの授業の中で消 化できなかった内容については、補講もしくは合宿により補完する場合がある。 授業科目:比較政治学演習 (2単位)

責任教員:横田 正顕 配当学年:M1・2年

開講学期:前期週授業回数:1回

<目 的>

本演習では、冷戦後に進展した 20 世紀ヨーロッパ国際関係史の代表的研究を通読することにより、今日的な観点から見た冷戦期ヨーロッパの政治について考察する。

<授業内容・方法>

授業はいわゆる演習形式に沿って行う。まず、以下に示した主テキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

<教科書・教材>

- ① T・ガートン・アッシュ『ヨーロッパに架ける橋』(上・下) みすず書房・2009 年
- ②メアリー・フルブルック『二つのドイツ 1945 1990』岩波書店・2009 年

他にも、参加者の興味や参加者数などに応じて、雑誌論文等も追加的に取り上げる場合がある。

<成績評価の方法>

当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

<その他>

この授業は研究大学院との合同で行う。比較政治学演習 I と II は独立の科目であるが、 内容的には連続しているので、両方履修することが望ましい。レギュラーの授業の中で消 化できなかった内容については、補講もしくは合宿により補完する場合がある。 授業科目:国民国家論演習(2単位)

責任教員:阿南 友亮 配当学年:M1・2年

開講学期:後期週授業回数:1回

<目 的>

本演習では、文献講読を通じて、今日の国家の標準形態である国民国家(nation-state)および人々を「日本人」、「ドイツ人」、「中国人」といった集団(nation)にまとめることを志向する価値観・運動であるナショナリズム(nationalism)について多角的な考察をおこなう。それを踏まえ、国家と個人との関係、国家と地域社会との関係、特定の国民国家が構造的に抱える問題などについて幅広く議論する。

<授業内容・方法>

本演習では、国民国家とナショナリズムについて考察する際の必読書ともいえる文献を講読し、章ごとに報告と議論をおこなう作業が中心となる。今年度は、E. J. ホブズボームの『ナショナリズムの歴史と現在』を教科書として用いる。学生は、教科書から単に知識を得るだけでなく、著者の視座や意図について分析や批判を試みることが期待される。また、教科書を読み進める過程で興味を持った問題に関する専門書をさらに1冊を選択し、教科書との比較をおこないながら期末レポートを作成する。

例えば、日本のナショナリズムに関心のある学生には、小熊英二の『単一民族神話の起源』あるいは『〈民主〉と〈愛国〉:戦後日本のナショナリズムと公共性』を、中国のナショナリズムに関心のある学生には、吉澤誠一郎の『愛国主義の創成 ナショナリズムから近代中国をみる』や坂元ひろ子の『中国民族主義の神話』をお薦めする。この他にも期末レポートの作成に用いることのできる推薦図書を列挙した参考文献リストを授業において配布する。

授業の最後の2回は、レポートのテーマに関する学生の報告・質疑応答・個別指導にあてる。

<教科書・教材>

教科書:

E. J. ホブズボーム著、浜林正夫他訳『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店 2001年。

<成績評価の方法>

毎回の授業における報告・議論の内容(50%)および期末レポート(50%)から判断する。

<その他>

本演習は、研究大学院と合同で開講する。参加希望者は、初回の授業でおこなうオリエンテーションに必ず出席すること。

授業科目:日本政治外交史演習 (2単位)

責任教員:伏見 岳人 配当学年:M1・2年

開講学期:前期週授業回数:1回

<目 的>

日本政治外交史を学習する上で有益な基礎文献を講読する。古典的文献との対話を通して、日本政治、日本外交、日本近代史に関する自らの理解を深めること、また仲間との議論や交流によって、多様な考え方の重要性を学ぶことが、この授業の目的である。

<授業内容・方法>

以下の文献を毎週 1 冊のペースで読む。1名が報告を担当し、残りの参加者は A4 で 1 枚のコメントペーパーを用意する。前期開講の I では、主に明治・大正期の文献を扱う予定である。

E. サトウ『一外交官の見た明治維新』

福沢諭吉『学問のすすめ』

勝海舟『氷川清話』

中江兆民『三酔人経綸問答』

陸奥宗光『蹇々録』

新渡戸稲造『武士道』

朝河貫一『日本の禍機』

岡義武編『吉野作造評論集』

H. ニコルソン『外交』

M. ウェーバー『職業としての政治』

参加者の負担を考慮して、数回に一度の頻度で休講する。夏休みに任意参加のゼミ合宿を行なう。

<教科書・教材>

上記の文献を生協書籍部で購入できるように手配する。コピーで代用する文献もある。

<成績評価の方法>

報告や議論をもとに総合的に評価する。

< その他 >

初回に説明会を実施する。後期開講のⅡと関連した演習だが、前期開講のⅠのみの履修も可能である。法学部、研究大学院との合併形式で行なう。担当者の連絡先は以下の通り。

授業科目:日本政治外交史演習 (2単位)

責任教員:伏見 岳人 配当学年:M1・2年

開講学期:後期週授業回数:1回

<目 的>

前期開講の日本政治外交史演習Ⅰの続編である。

<授業内容・方法>

前期開講の日本政治外交史演習 I と同じ形式で行なう。後期開講のⅡでは、主に昭和・平成期の文献を扱う予定である。

G. ケナン『アメリカ外交五十年』

幣原喜重郎『外交五十年』

若槻礼次郎『明治・大正・昭和政界秘史』

松尾尊兊編『石橋湛山評論集』

重光葵『昭和の動乱』

高坂正尭『宰相吉田茂』

城山三郎『官僚たちの夏』

A. ホワイティング『中国人の日本観』

船橋洋一『ザ・ペニンシュラ・クエスチョン』

北岡伸一『国連の政治力学』

参加者の負担を考慮して、数回に一度の頻度で休講する。春休みに任意参加のゼミ合宿を行なう。

<教科書・教材>

上記の文献を生協書籍部で購入できるように手配する。コピーで代用する文献もある。

<成績評価の方法>

報告や議論をもとに総合的に評価する。

< その他 >

初回に説明会を実施する。前期開講のIと関連した演習だが、後期開講のⅡのみの履修も可能である。法学部、研究大学院との合併形式で行なう。担当者の連絡先は以下の通り。

授業科目:日本政治論 責任教員:尾野 嘉邦 配当学年:M1・2年

開講学期:後期

週授業回数:隔週2回

<目 的>

This course is intended to provide an overview of politics in contemporary Japan to upper-level undergraduate and graduate students. The class considers issues of Japanese democracy, and particularly focuses on political history, institutional structures, and political actors' motivations and behavior in the arena of Japanese politics.

<授業内容・方法>

This is a three-hour lecture class and we will meet once in every other week. The course is based on lectures, but students are expected to read all assigned readings before coming to each lecture and prepare to answer questions in class. Class attendance is required. Students are also expected to participate in discussions and group debates. The course covers the following topics:

1. Historical Background

Meiji restoration and modernization

New constitution and legacy of occupation

2. Political Parties

Party system in Japan Liberal Democratic Party Party politics and reforms

3. Political Structures

Bureaucracy

Parliament

Local government

<成績評価の方法>

There will be two in-class quizzes and a comprehensive final examination. Class participation includes attendance at classes and contributing to discussions. In order to receive an excused absence, such as health or family emergencies, religious observances, or official university activities, you need to show a doctor's note or comparable documentation.

Quiz: 20 % Final examination: 60 %

Class participation: 20 %

<教科書・教材>

Ian Neary, The State and Politics in Japan (Polity, 2002).J.A.A. Stockwin, Governing Japan (Blackwell, 2008).

< その他 >

この授業における使用言語は試験も含めてすべて英語であるが、留学を希望する学生や英語で日本政治について説明できるようになりたい日本人の学生を大いに歓迎する。ただし、すでに TOEFL で500点以上のスコアを得ていることが望ましい。

公共政策大学院 授 業 日 程 等

平成25(2013)年度授業日程

(公共政策大学院)

授業等の区分	授業等の日程
前期授業	4月8日(月)~7月22日(月)
前期補講期間	7月23日(火)~7月24日(水) 【月曜日の補講を行う】
前期試験期間	7月25日(木)~8月5日(月)
夏季休業	8月12日(月)~8月16日(金)
夏季授業	8月6日(火)~8月9日(金) 8月19日(月)~9月30日(月)
後期授業	10 月 1 日(火)~ 12 月 20 日(金) 11 月 8 日(金)3 ,4 ,5 ,6 限は法科大学院入試設営に 伴う休講
後期補講期間	12月 24日(火)~ 12月 25日(水) 【月曜日の補講を行う】
冬季休業	12月26日(木)~1月3日(金)
後期授業	1月 6日(月)~1月27日(月)
後期科目試験	1月28日(火)~2月6日(木)

※ 4月 4日 (木): 東北大学入学式

3月26日(水): 東北大学学位記授与式

授 業 時 間

第1講時 8:50 \sim 10:20 第2講時 10:30 \sim 12:00 第3講時 13:00 \sim 14:30 第4講時 14:40 \sim 16:10 第5講時 16:20 \sim 17:50 第6講時 18:00 \sim 19:30